

11-08-001
260-00-A

外資系企業等におけるコンプライアンスの整備状況

及び

弁護士からみた企業コンプライアンスに関する調査

—独占禁止法を中心として—

平成20年5月

公正取引委員会事務総局

目 次

はじめに	1
第1部 外資系企業等におけるコンプライアンスの整備状況	
Ⅰ アンケート調査の対象等	2
1 調査の対象	2
2 回答事業者の概要	2
3 調査項目	4
Ⅱ アンケート調査結果	5
1 コンプライアンスの整備及び組織体制状況	5
(1) コンプライアンス・マニュアル	6
(2) コンプライアンス担当役員の設置状況	9
(3) コンプライアンス専任部署の設置状況	12
(4) コンプライアンス委員会等の設置状況	14
2 独占禁止法関係のコンプライアンスの取組	17
(1) 独占禁止法違反に対する認識	18
(2) 独占禁止法遵守の規程の策定状況	21
(3) 独占禁止法に関する法令遵守の研修の実施状況	25
(4) 独占禁止法に関する社内監査の実施状況	28
(5) 独占禁止法に関するヘルプラインの設置状況	30
3 独占禁止法関係のコンプライアンスの実効性確保	33
(1) 独占禁止法違反への対応	34
(2) 海外の事業所等で競争法違反が発見された際の対応	36
(3) 自社のコンプライアンスの取組に対する評価	38
(4) 独占禁止法関係のコンプライアンスの徹底	40
(5) 独占禁止法違反に対する懲戒処分の内容	42
(6) コンプライアンスの取組への経営トップの関与	43
(7) 独占禁止法違反による法的処分の自主的な公表	44

4	独占禁止法改正に伴うコンプライアンスの取組の見直し	46
(1)	独占禁止法改正によるコンプライアンス・マニュアルの見直し	47
(2)	独占禁止法改正法の社内周知	49
(3)	独占禁止法違反行為についての社内監査	52
(4)	課徴金減免制度の利用	54
(5)	課徴金減免制度の評価	56
5	諸外国との比較	57
(1)	事業を展開している日本以外の地域	57
(2)	諸外国の競争法との比較	58
6	調査結果を踏まえた考え方	60
(1)	コンプライアンスの整備及び組織体制状況	60
(2)	独占禁止法関係のコンプライアンスの取組	60
(3)	独占禁止法関係のコンプライアンスの実効性確保	61
(4)	独占禁止法改正に伴うコンプライアンスの取組の見直し	62
(5)	総括	63

第2部 弁護士の立場からみた企業コンプライアンスに関する調査

1	調査の概要	65
2	調査結果	66
(1)	企業コンプライアンスに関する認識	66
(2)	独占禁止法改正に伴う企業のコンプライアンスに関する認識 の変化	66
(3)	課徴金減免制度に関する評価等について	67
(4)	企業における独占禁止法関係のコンプライアンスが有効に機能 するために留意している点等	67

【参考資料】 アンケート調査票

- A 外資系企業に対するアンケート調査票
- B 国内企業に対するアンケート調査票
- C 弁護士に対するアンケート調査票

はじめに

経済取引における公正な競争を一層促進させるためには、独占禁止法の厳正な執行とともに、企業におけるコンプライアンスの向上が重要であり、これに関連した企業の取組を支援していく必要があると考えられる。こうした考えに基づき、公正取引委員会が策定した競争政策のグランドデザインの中にも、企業のコンプライアンスの実態・問題点を把握し、企業の体制整備のための施策を推進することが盛り込まれている。

公正取引委員会は、平成17年度においては、企業コンプライアンスについて、現在の状況とコンプライアンス向上のために採られるべき方策について整理を行い、企業のコンプライアンス整備について支援を行うとの観点から、東証一部上場企業約1,700社に対してアンケート調査を実施し、平成18年5月、「企業におけるコンプライアンス体制について－独占禁止法を中心とした整備状況と課題－」を取りまとめ、公表した。

また、平成18年度においては、①官製談合事件を含めた入札談合事件が頻発していること、②平成17年独占禁止法改正法（以下「独占禁止法改正法」という。）の施行（平成18年1月）を契機とした業界団体からのコンプライアンス徹底の通知の提出など独占禁止法のコンプライアンスについての関心が高まっていること、③公共工事に関して公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行など入札制度改革が急速に進展していること等を踏まえ、建設業者1,700社に対してアンケート調査を実施し、平成19年5月、「建設業におけるコンプライアンスの整備状況－独占禁止法を中心として－」を取りまとめ、公表した。

これまでに行った調査は、独占禁止法改正法の施行等による企業を取り巻く状況の変化に伴い、企業にコンプライアンスが求められていることを受け、コンプライアンスの状況を調べたものである。

他方、欧米においては、我が国に比べて競争法違反に対する制裁の水準が高く、また、リーニエンシー制度も早い段階から導入され、有効に活用されており、これらが競争法分野における企業コンプライアンスに大きな役割を果たしているものと考えられる。

今般、公正取引委員会は、我が国で事業を行っている外資系企業に対しアンケート調査を行い、外資系企業の我が国におけるコンプライアンスの状況を取りまとめることとし、同時に国内企業に対してもアンケート調査を行い、外資系企業と国内企業のコンプライアンスの状況の違いについても検討を行うこととした。

また、独占禁止法改正法の施行等により、企業のコンプライアンスの向上が求められることになり、企業の意識がどのように変化したか等について、弁護士に対してアンケート調査を行った。

本報告書は、前記のアンケート調査等の結果を踏まえて、企業におけるコンプライアンスの現状について整理を行ったものであり、本報告書が企業におけるコンプライアンス整備の一助となり、独占禁止法違反行為の未然防止に役立てば幸いである。

第 1 部 外資系企業等におけるコンプライアンスの整備状況

I アンケート調査の対象等

1 調査の対象

(1) 外資系企業

外資系企業に対する調査については、我が国で事業を行っている事業者のうち、資本金5000万円以上かつ外資の比率が49パーセント以上の事業者を中心として、その他、一部海外企業の日本支社や在日支店を含めた1,466社（東洋経済新報社刊「2007年 外資系企業総覧」に掲載の主要企業）を対象に、平成19年12月にアンケート調査を実施した。回答数は505社、回答率は34.4パーセントであった。

(2) 国内企業

国内企業に対する調査については、東証一部上場企業のうち、無作為に抽出した326社を対象に平成19年12月にアンケート調査を実施した。回答数は227社、回答率は69.6パーセントであった。

2 回答事業者の概要

アンケート調査に対する協力が得られた外資系企業505社及び国内企業227社の概要は、以下のとおりである（業種及び主たる株主の所在地は、複数回答を含む。）。

< 資本金 >

(単位：社，%)

	外資系企業		国内企業	
1 億円未満	91	18.0	0	0.0
1 億円以上 5 億円未満	183	36.2	2	0.9
5 億円以上 10 億円未満	27	5.3	1	0.4
10 億円以上 50 億円未満	84	16.6	41	18.1
50 億円以上 100 億円未満	18	3.6	55	24.2
100 億円以上	87	17.2	127	55.9
未回答	15	3.0	1	0.4
計	505	100.0	227	100.0

< 従業員数 >

(単位：社，%)

	外資系企業		国内企業	
500 人未満	383	75.8	44	19.4
500 人以上 1,000 人未満	44	8.7	63	27.8
1,000 人以上 5,000 人未満	44	8.7	92	40.5
5,000 人以上 10,000 人未満	13	2.6	16	7.0
10,000 人以上	17	3.4	10	4.4
未回答	4	0.8	2	0.9
計	505	100.0	227	100.0

<業種> (全体)

(単位：社，%)

	外資系企業		国内企業	
	社数	割合	社数	割合
水産・農林業	1	0.2	4	1.8
鉱業	0	0.0	1	0.4
建設業	5	1.0	17	7.5
製造業	203	39.9	103	45.4
電気・ガス業	2	0.4	15	6.6
運輸・情報通信業	26	5.1	17	7.5
商業	116	22.8	25	11.0
金融・保険業	106	20.8	26	11.5
不動産業	3	0.6	9	4.0
サービス業	37	7.3	7	3.1
未回答	10	2.0	3	1.3
計	509	100.0	227	100.0

<業種> (資本金10億円以上)

(単位：社，%)

	外資系企業		国内企業	
	社数	割合	社数	割合
水産・農林業	1	0.5	4	1.8
鉱業	0	0.0	1	0.4
建設業	2	1.0	17	7.6
製造業	71	37.0	102	45.5
電気・ガス業	0	0.0	15	6.7
運輸・情報通信業	8	4.2	17	7.6
商業	22	11.5	23	10.3
金融・保険業	79	41.1	26	11.6
不動産業	0	0.0	9	4.0
サービス業	9	4.7	7	3.1
未回答	0	0.0	3	1.3
計	192	100.0	224	100.0

<主たる株主の所在地 (外資系企業)> (単位：社，%)

	外資系企業	
米国	198	37.5
欧州	184	34.8
その他	125	23.7
未回答	21	4.0
計	528	100.0

3 調査項目

今回のアンケート調査では、外資系企業向け及び国内企業向けとも、一昨年実施の東証一部上場企業を対象としたアンケート調査及び昨年実施の建設業を対象としたアンケート調査における質問項目とほぼ同様の項目について調査を行った。

今回の調査項目は、①コンプライアンスの整備及び組織体制状況、②独占禁止法関係のコンプライアンスの取組、③独占禁止法関係のコンプライアンスの実効性確保、④独占禁止法改正に伴うコンプライアンスの取組の見直し、⑤諸外国との比較の5項目である。

Ⅱ アンケート調査結果

1 コンプライアンスの整備及び組織体制状況

<ポイント>

(全体)

- コンプライアンス・マニュアルを定めている企業は80%，コンプライアンス担当役員を設置している企業は53%，コンプライアンス専任部署等を設置している企業は44%，コンプライアンス委員会等を設置している企業は43%である。

(資本金別)

- コンプライアンス・マニュアルの制定，コンプライアンス担当役員の設置，コンプライアンス専任部署の設置，コンプライアンス委員会等の設置の状況のいずれにおいても，資本金100億円以上の企業においては制定及び設置の割合が高いが，資本金が低くなるにつれて割合が低くなっている。

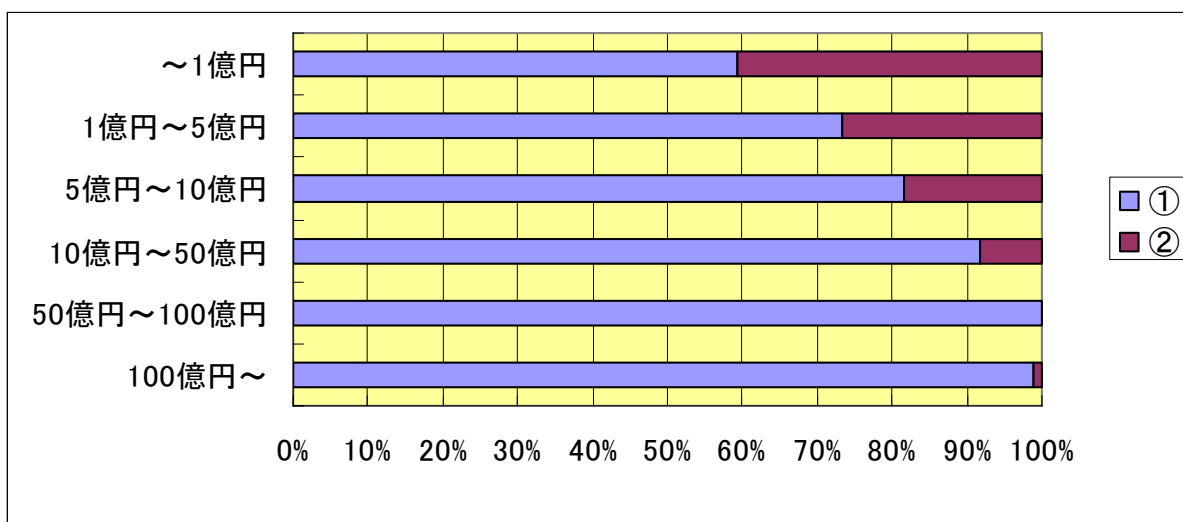
(主たる株主の所在地別)

- コンプライアンス担当役員の設置状況及びコンプライアンス専任部署の設置については，主たる株主の所在により設置の割合に大きな変化はみられないが，コンプライアンス・マニュアルの制定及びコンプライアンス委員会等の設置状況については，米国の企業の割合が他の地域の企業よりも高くなっている。

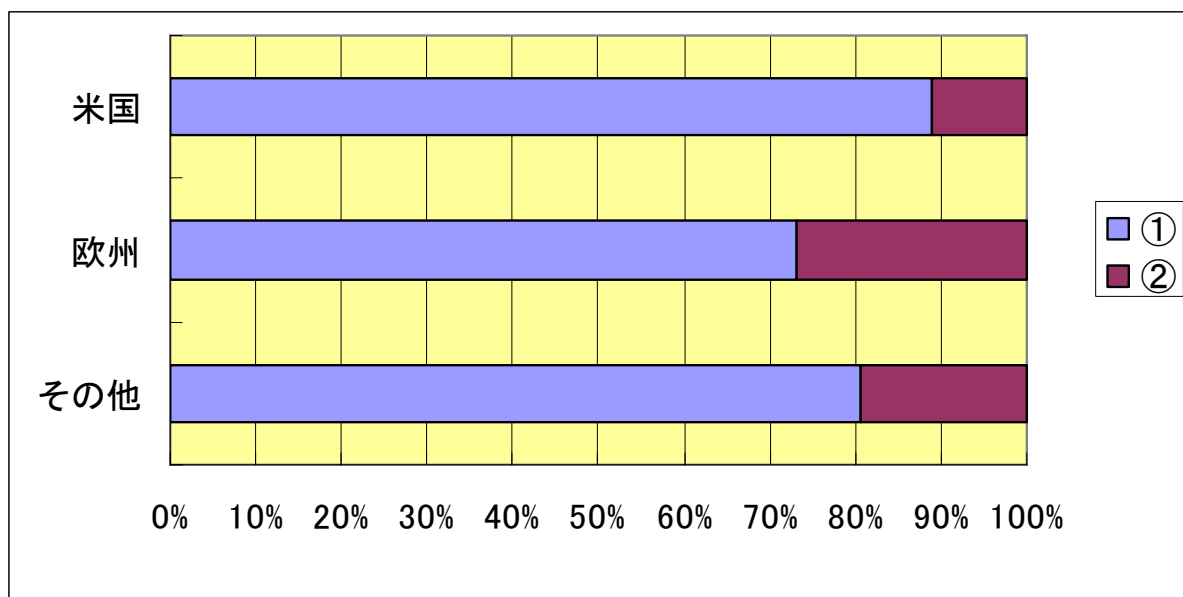
(国内企業との比較)

- コンプライアンス担当役員の設置状況及びコンプライアンス委員会等の設置状況については，国内企業の方が設置している割合が高くなっているが，コンプライアンス専任部署の設置状況については，外資系企業の方が設置の割合が高くなっている。
- コンプライアンス担当役員の役職については，外資系企業においては国内企業と比較して「社長」の割合が高くなっている。

<資本金別>



<主たる株主の所在地別>



国内企業との比較（資本金10億円以上）（単位：社、%）

	①定めている		②定めていない	
外資系企業	181	95.8	8	4.2
国内企業	217	97.3	6	2.7

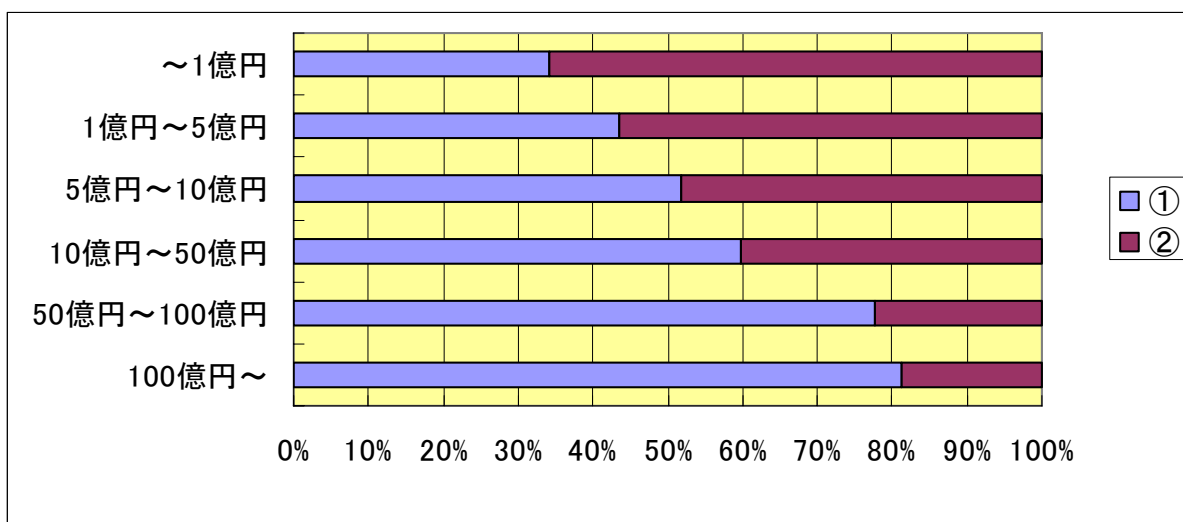
外資系企業のうち、コンプライアンス・マニュアルを定めている企業において、マニュアルをどのように定めているかについては、「概括的な規程に加え、別途詳細な営業マニュアル、行動基準等を定めている」が48%、「倫理基準というような概括的なものを定めている」が33%、「細部まで定めたコンプライアンス・マニュアルに一本化している」が19%である。

コンプライアンス・マニュアルを定めた時期については、「2001年から2005年」が48%、「2000年以前」が33%、「2006年以降」が19%である。

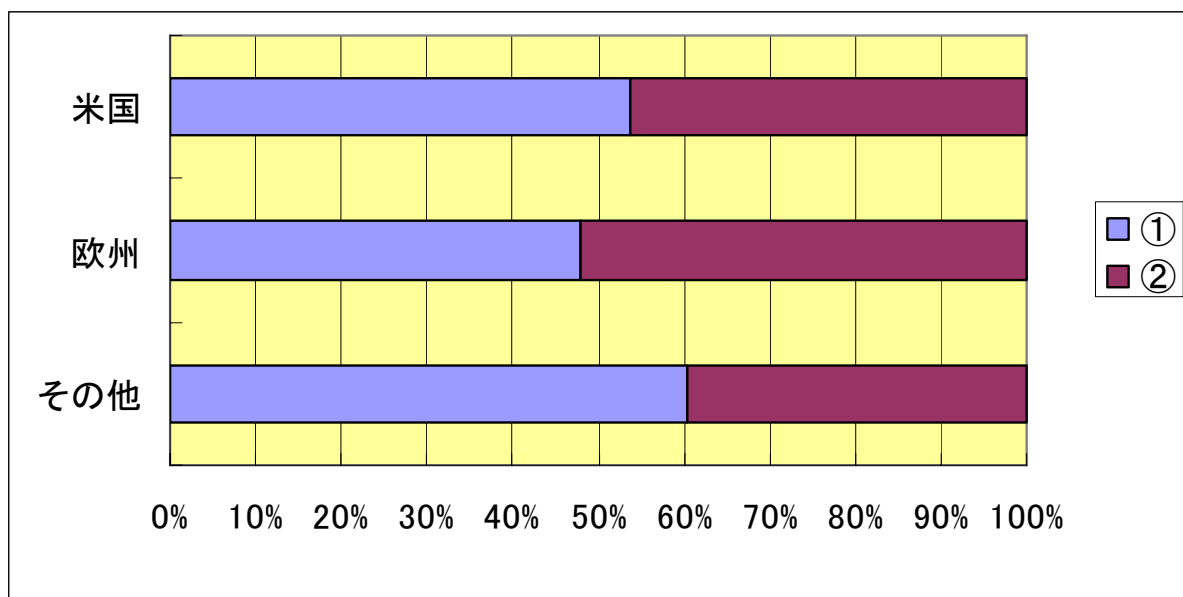
また、コンプライアンス・マニュアルを定めた契機については、「社内・株主からの要請」が44%、「社会的な注目の集まり」が34%、「法令違反によって処分を受けたこと」が3%である。この結果は、平成18年国内企業調査における回答が、「社会的な注目の集まり」が72%、「社内・株主からの要請」が8%、「法令違反によって処分を受けたこと」が5%であったことと比較すると、コンプライアンス・マニュアルを定めた契機として、国内企業は「社会的な注目の集まり」を挙げている企業が多くなっているのに対し、外資系企業は「社内・株主からの要請」を挙げている企業が多くなっている。

さらに、コンプライアンス・マニュアルを定めた理由については（複数回答可）、外資系企業においては、「社会的責任」が78%、「法令違反が発生するリスクの回避」が73%、「株主・地域社会・消費者等に対する責任」が62%、「法令遵守に対する姿勢を見せるため」が55%、「法令違反が発生した場合の危機管理」が42%、「業界の流れ」が14%である。

<資本金別>



<主たる株主の所在地別>



国内企業との比較（資本金10億円以上）（単位：社，%）

	①いる		②いない	
外資系企業	133	71.5	53	28.5
国内企業	195	87.4	28	12.6

外資系企業のうち、コンプライアンス担当役員がいる企業における当該役員の役職については、「取締役・執行役員」が43%、「社長」が24%、「専務・常務取締役」が10%、「副社長」が8%である。この結果について、国内企業全体では、「専務・常務取締役」が43%、「取締役・執行役員」が27%、「社長」が13%、「副社長」が13%であり、国内企業においては「専務・常務取締役」が多いが、外資

系企業においては「専務・常務取締役」は少なく、「取締役・執行役員」や「社長」の割合が高くなっている。

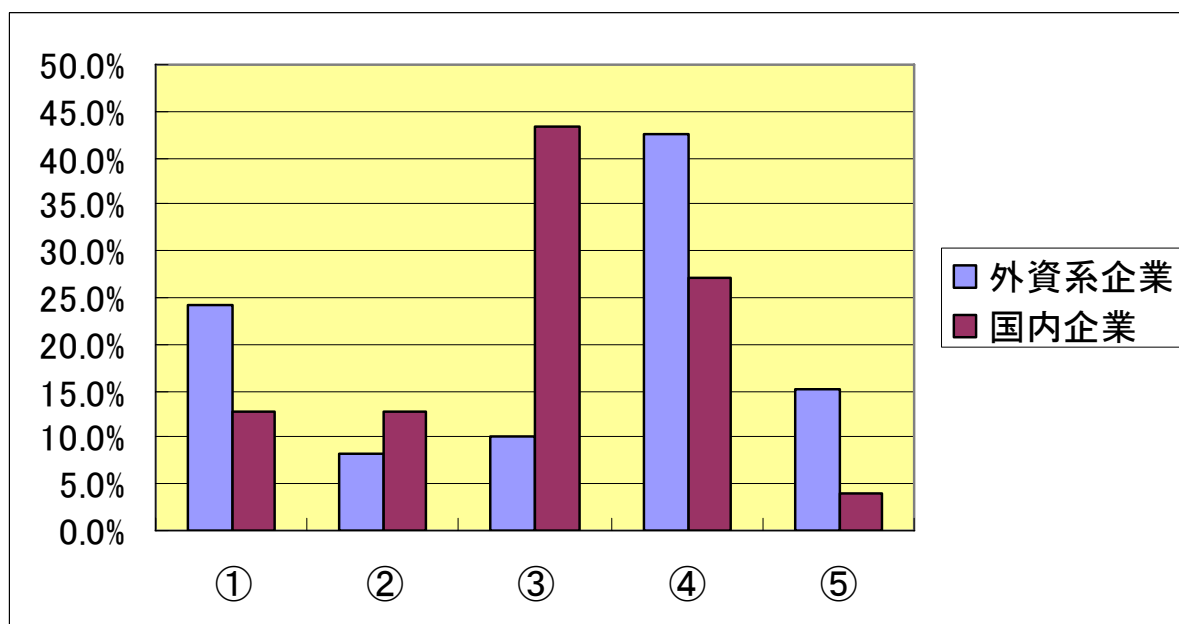
問2の2. 問2で「いる。」と回答した方にお伺いします。それはどのクラスの方ですか。
 1. 社長 2. 副社長 3. 専務・常務取締役 4. 取締役・執行役員
 5. その他

国内企業との比較（全体）

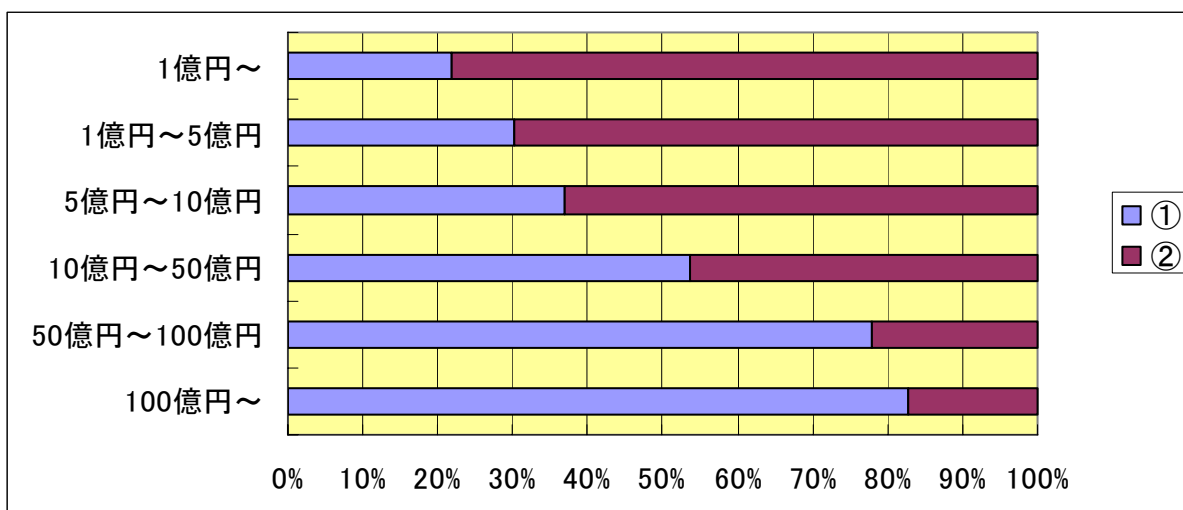
（単位：社、%）

	①社長		②副社長		③専務・ 常務取締役		④取締役・ 執行役員		⑤その他	
	社数	%	社数	%	社数	%	社数	%	社数	%
外資系企業	65	24.1	22	8.1	27	10.0	115	42.6	41	15.2
国内企業	26	12.8	26	12.8	88	43.3	55	27.1	8	3.9

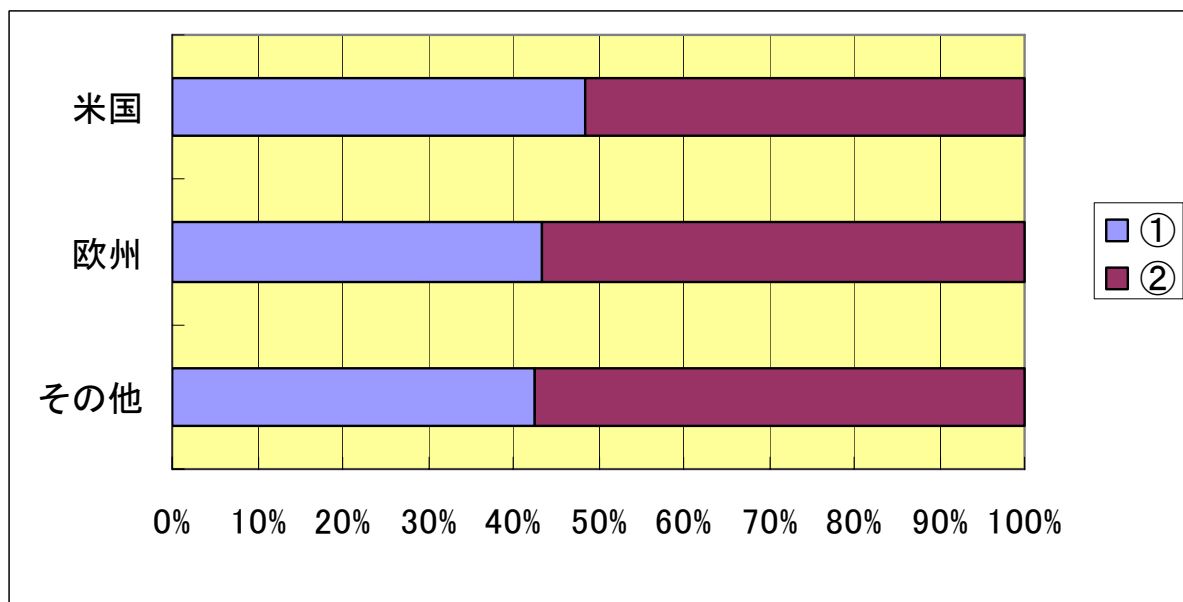
<国内企業との比較（全体）>



<資本金別>



<主たる株主の所在地別>



国内企業との比較（資本金10億円以上） （単位：社，%）

	①設置している		②設置していない	
外資系企業	130	69.5	57	30.5
国内企業	142	64.0	80	36.0

(4) コンプライアンス委員会等の設置状況

外資系企業において、法令遵守・コンプライアンスを所管する倫理委員会、コンプライアンス委員会等を「設置している」企業は、全体では43%である。

資本金別にみると、「設置している」企業は、100億円以上の企業では77%であるが、10億円以上50億円未満の企業では55%、1億円未満の企業では24%となっており、資本金が低くなるにつれて割合が低くなっている。

主たる株主の所在地別にみると、「設置している」企業は、米国の企業では47%、欧州の企業では39%、その他の地域の企業では42%であり、米国の企業において他の地域の企業より割合が高くなっている。

また、国内企業との比較をすると、「設置している」企業は、外資系企業が65%、国内企業が87%であり、国内企業における設置の割合が高くなっている。

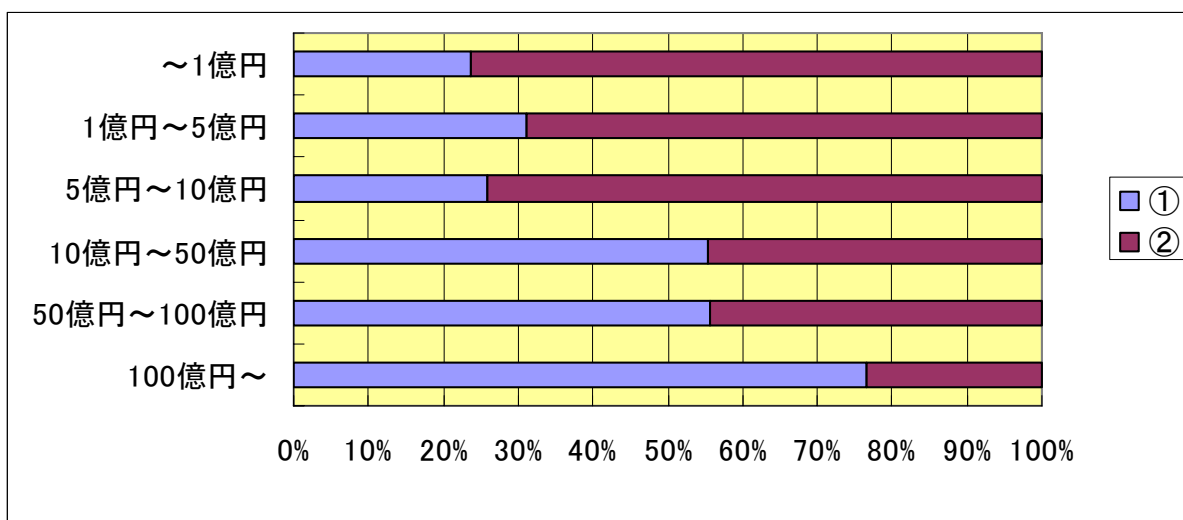
なお、国内企業については、平成18年国内企業調査において、コンプライアンス委員会等を「設置している」企業は72%であり、約2年間でその割合が増加している。

問4. 法令遵守・コンプライアンスを所管する倫理委員会、コンプライアンス委員会等（以下「コンプライアンス委員会」とします。）を設置していますか。
 1. 設置している。 2. 設置していない。

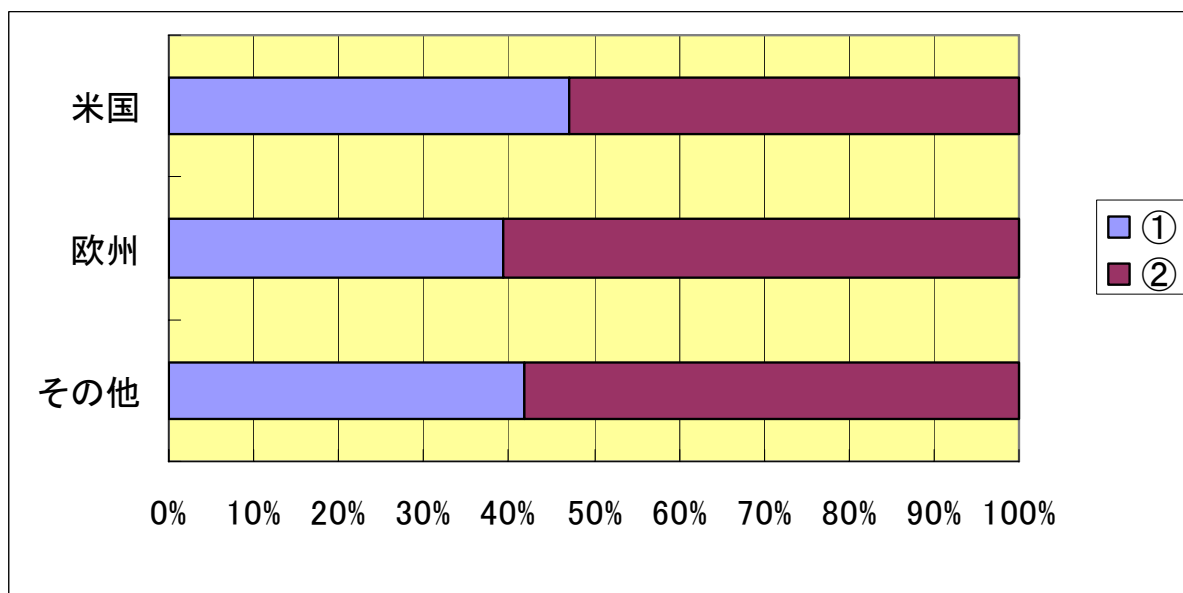
全体・資本金別・主たる株主の所在地別 (単位：社，%)

	①設置している		②設置していない	
全 体	203	42.6	273	57.4
1億円未満	21	23.6	68	76.4
1億円以上5億円未満	54	31.0	120	69.0
5億円以上 10 億円未満	7	25.9	20	74.1
10 億円以上 50 億円未満	46	55.4	37	44.6
50 億円以上 100 億円未満	10	55.6	8	44.4
100 億円以上	65	76.5	20	23.5
米国	91	47.2	102	52.8
欧州	71	39.4	109	60.6
その他	51	41.8	71	58.2

<資本金別>



<主たる株主の所在地別>



国内企業との比較（資本金10億円以上）

（単位：社，％）

	①設置している		②設置していない	
外資系企業	121	65.1	65	34.9
国内企業	192	86.5	30	13.5

コンプライアンス委員会等を設置している企業における当該委員会の組織上の所属について、外資系企業においては、「日本法人等日本に所在する組織内」が79%、「親会社等海外に所在する組織内」が21%である。

また、コンプライアンス委員会等の長の役職については、外資系企業において

は、「日本に所在する組織の社長」が41%、「日本に所在する組織の取締役・執行役員」が31%であり、「海外に所在する組織の社長」については6%である。この点について、国内企業全体では、「社長」が47%、「専務・常務取締役」が25%であり、外資系企業、国内企業とも社長の割合が高くなっている。

さらに、外資系企業においては、コンプライアンス委員会等の構成メンバーに弁護士等の社外の者が「含まれている」企業は20%にとどまっていた。この点について、国内企業全体では、「含まれている」企業は26%であり、国内企業において社外の者が含まれている割合の方が若干高くなっている。

2 独占禁止法関係のコンプライアンスの取組

<ポイント>

(全体)

- 独占禁止法違反に対する認識については、自社や自社グループ会社において起こり得る不祥事であり危機感を持っていると認識している企業は26%である。
- 独占禁止法関係のコンプライアンス・マニュアルを制定している企業は65%、独占禁止法の法令遵守に関する研修を行っている企業は46%である。
- 独占禁止法に関する社内監査を実施している企業は22%にとどまる。
- 独占禁止法に関するヘルプライン等を設置している企業は59%である。

(資本金別)

- 独占禁止法違反が自社や自社グループでは起きないと思っている企業は、資本金1億円未満の企業で67%、資本金100億円以上の企業でも63%であり、全体的に半数を超えている。
- 独占禁止法関係のコンプライアンス・マニュアルを制定している企業は、資本金100億円以上の企業では84%であるが、資本金1億円未満の企業では46%である。
- 独占禁止法の法令遵守に関する研修を行っている企業は、資本金100億円以上の企業で68%であるが、資本金1億円未満の企業では29%である。

(主たる株主の所在地別)

- 独占禁止法に関するヘルプラインの設置状況については、米国の企業で67%、欧州の企業で53%、その他の地域の企業で58%が設置しており、米国の企業が設置の割合が高い。

(国内企業との比較)

- 独占禁止法違反に対する認識について、自社や自社グループ会社において起こり得る不祥事であり危機感を持っていると認識している企業は、全体で、外資系企業では26%であるが、国内企業では59%であり、認識に大きな差が生じている。
- 独占禁止法関係のコンプライアンス・マニュアルを制定しているのは、外資系企業で76%、国内企業で86%であり、制定状況に差が生じている。
- 独占禁止法に関するヘルプラインを設置しているのは、外資系企業で76%、国内企業で95%であり、設置状況に大きな差が生じている。

(1) 独占禁止法違反に対する認識

独占禁止法違反が自社や自社グループにおいて起こり得るのではないかという危機意識は、独占禁止法に関するコンプライアンスへの取組の背景となると考えられる。

外資系企業において、自社や自社グループ会社において独占禁止法違反が生じる可能性について、「自社や自社グループ会社では起きないと思う」企業は全体で67%であり、「自社や自社グループ会社において起こり得る不祥事であり危機感を持っている」企業は26%である。

資本金別にみると、1億円未満の企業から資本金が高くなるにつれて、「自社や自社グループ会社では起きないと思う」割合が減り、「自社や自社グループ会社において起こり得る不祥事であり危機感を持っている」割合が増えるという傾向におおむねある一方で、100億円以上になると、「自社や自社グループ会社では起きないと思う」割合が増え、「自社や自社グループ会社において起こり得る不祥事であり危機感を持っている」割合が減る状況がみられる。

他方、国内企業においては、資本金10億円以上50億円未満、50億円以上100億円未満、100億円以上でみると、資本金が高くなるにつれて、「自社や自社グループ会社では起きないと思う」割合が減り、「自社や自社グループ会社において起こり得る不祥事であり危機感を持っている」割合が増えている。

主たる株主の所在地別にみると、「自社や自社グループ会社では起きないと思う」企業は、米国の企業では67%、欧州の企業では70%、その他の地域の企業では66%であり、主たる株主の所在地により回答の割合の大きな差はみられない。

また、国内企業全体では、「自社や自社グループ会社において起こり得る不祥事であり危機感を持っている」企業が59%、「自社や自社グループ会社では起きないと思う」企業が36%であり、外資系企業と国内企業の認識に大きな差が生じている。

なお、国内企業については、平成18年国内企業調査において、「自社や自社グループ会社において起こり得る不祥事であり危機感を持っている」と認識している企業は51%であり、約2年間でその割合が増加している。

問5. 最近、独占禁止法違反事件が大きく報道されておりますが、貴社において独占禁止法違反が生じるかどうかについてどう思いますか。

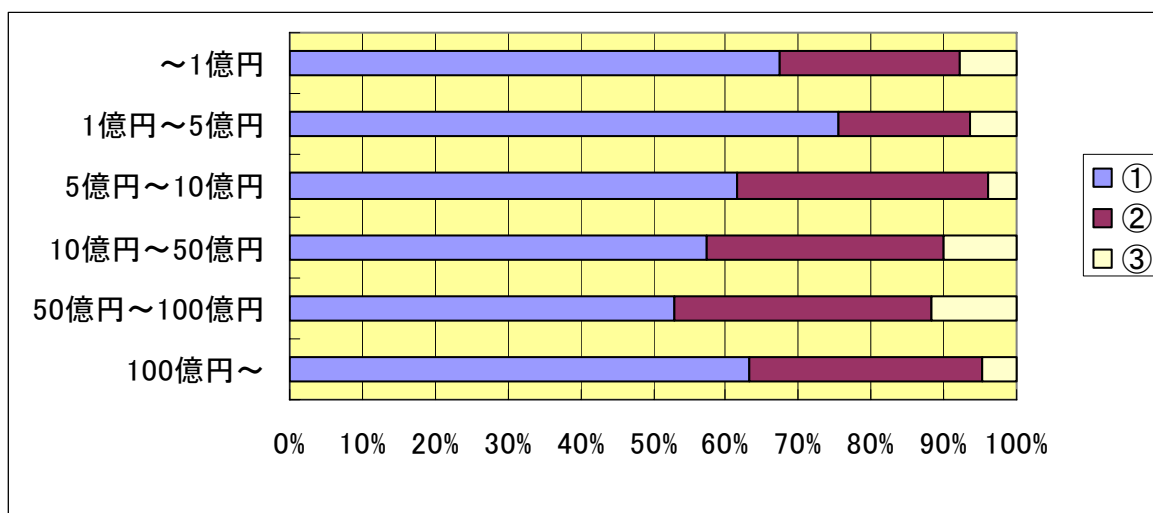
1. 自社や自社グループ会社では起きないと思う。
2. 自社や自社グループ会社において起こり得る不祥事であり危機感を持っている。
3. よく分からない。

全体・資本金別・主たる株主の所在地別

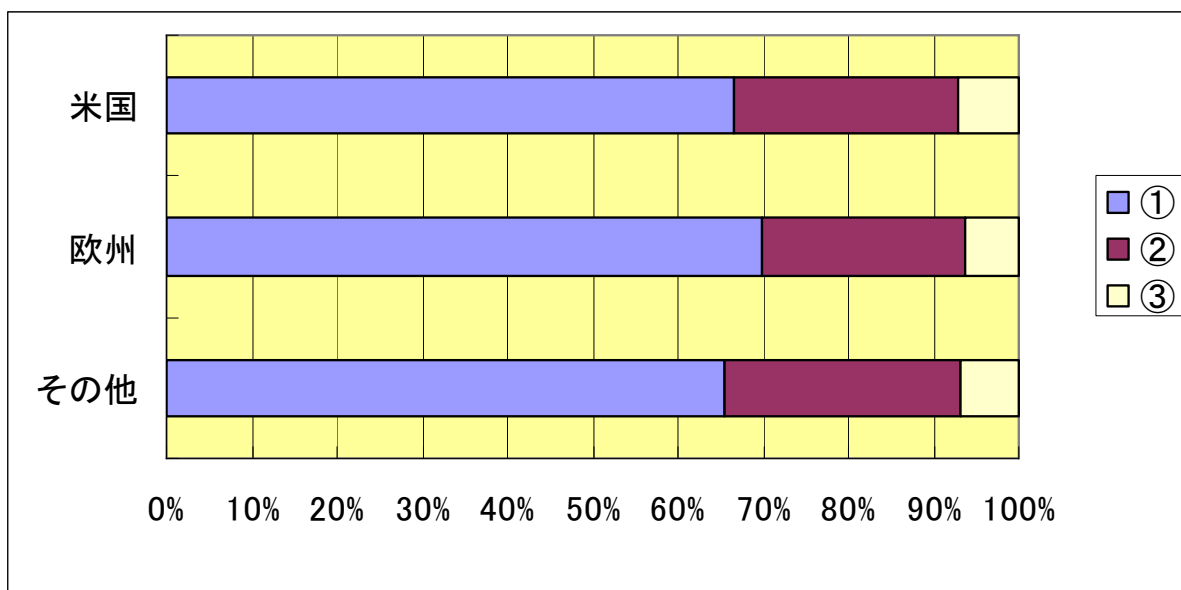
(単位：社、%)

	①起きないと思う		②危機感を持っている		③よく分からない	
	社数	割合 (%)	社数	割合 (%)	社数	割合 (%)
全 体	314	67.1	121	25.9	33	7.1
1 億円未満	60	67.4	22	24.7	7	7.9
1 億円以上 5 億円未満	130	75.6	31	18.0	11	6.4
5 億円以上 10 億円未満	16	61.5	9	34.6	1	3.8
10 億円以上 50 億円未満	46	57.5	26	32.5	8	10.0
50 億円以上 100 億円未満	9	52.9	6	35.3	2	11.8
100 億円以上	53	63.1	27	32.1	4	4.8
米国	130	66.7	51	26.2	14	7.2
欧州	120	69.8	41	23.8	11	6.4
その他	78	65.5	33	27.7	8	6.7

<資本金別>



<主たる株主の所在地別>



国内企業との比較（全体）

（単位：社，％）

	①起きないと思う		②危機感を持っている		③よく分からない	
外資系企業	314	67.1	121	25.9	33	7.1
国内企業	80	36.0	131	59.0	11	5.0

(2) 独占禁止法遵守の規程の策定状況

外資系企業において、コンプライアンス・マニュアルに独占禁止法の遵守に関する内容が「含まれている」企業は、全体で65%である。

資本金別にみると、「含まれている」企業は、100億円以上の企業では84%、10億円以上50億円未満の企業では72%であるが、資本金が低くなるにつれて、「含まれている」割合も低下し、1億円未満の企業では46%となっている。

主たる株主の所在地別にみると、「含まれている」企業は、米国の企業では69%、欧州の企業では56%、その他の地域の企業では72%であり、欧州の企業において、割合が若干低くなっている。

また、国内企業との比較をすると、「含まれている」企業は、外資系企業では76%、国内企業では86%であり、外資系企業と国内企業の間で差が生じている。

なお、国内企業については、平成18年国内企業調査において、コンプライアンス・マニュアルに独占禁止法に関する内容が「含まれている」企業は81%であり、約2年間でその割合が増加している。

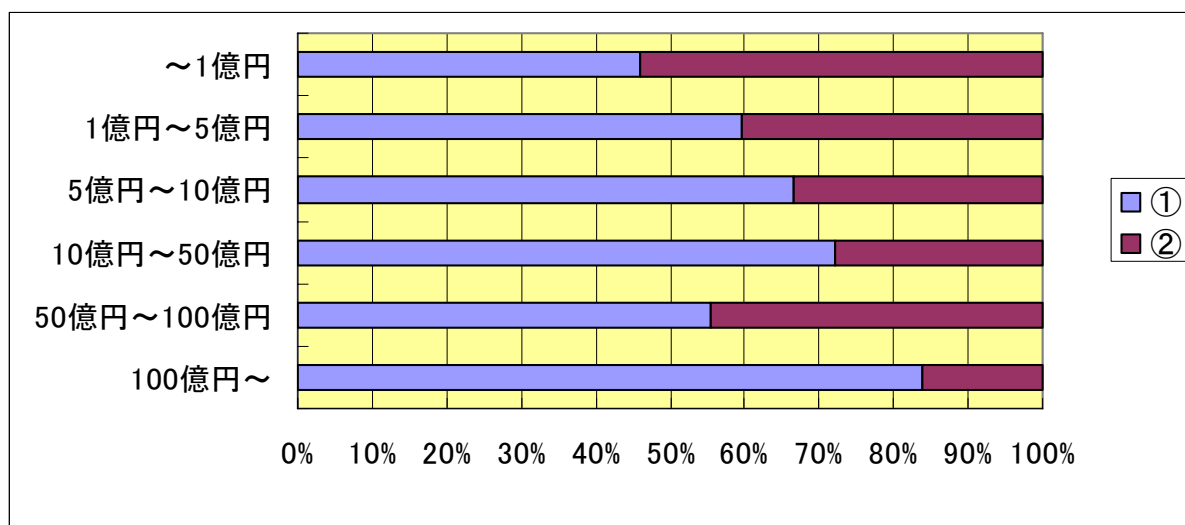
問6. 貴社のコンプライアンス・マニュアルに独占禁止法の遵守に関する内容は含まれていますか。
1. 含まれている。
2. 含まれていない。

全体・資本金別・主たる株主の所在地別

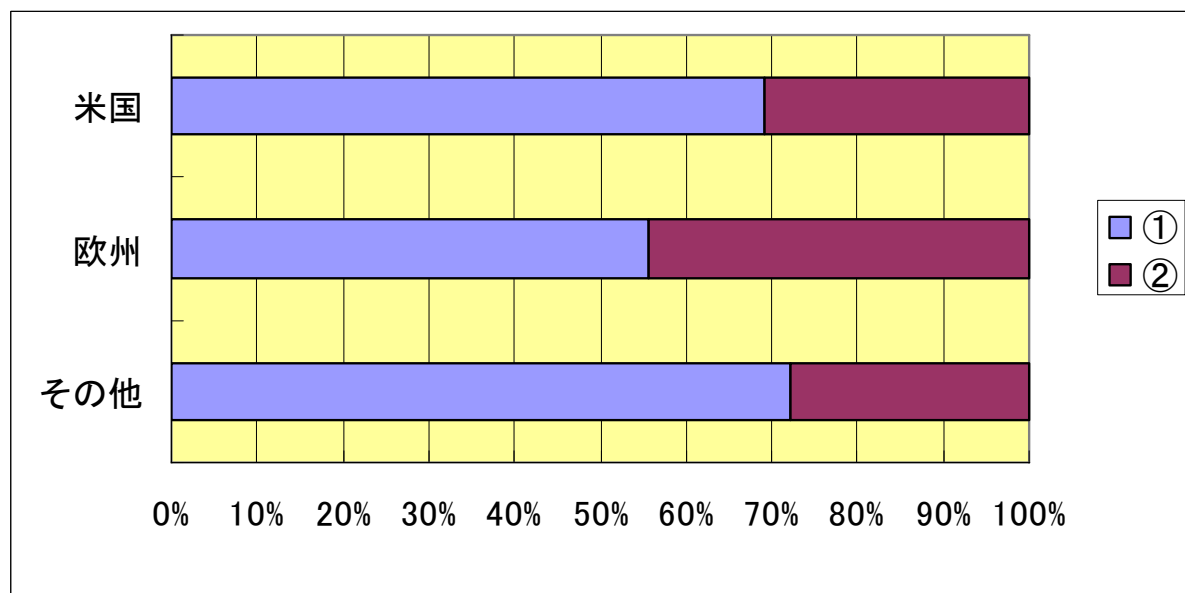
(単位:社, %)

	①含まれている		②含まれていない	
全 体	285	64.5	157	35.5
1億円未満	35	46.1	41	53.9
1億円以上5億円未満	94	59.5	64	40.5
5億円以上10億円未満	16	66.7	8	33.3
10億円以上50億円未満	57	72.2	22	27.8
50億円以上100億円未満	10	55.6	8	44.4
100億円以上	73	83.9	14	16.1
米国	130	69.1	58	30.9
欧州	90	55.6	72	44.4
その他	83	72.2	32	27.8

<資本金別>



<主たる株主の所在地別>



国内企業との比較(資本金10億円以上)

(単位：社，%)

	①含まれている		②含まれていない	
外資系企業	140	76.1	44	23.9
国内企業	183	85.5	31	14.5

外資系企業のうち、コンプライアンス・マニュアルに独占禁止法の遵守に関する内容が「含まれている」企業において、具体的にどのような内容が含まれているかについては（複数回答可）、「価格カルテル」が70%、次いで「入札談合」が58%、「不当廉売」が46%、「商品・役務内容の不当表示」が46%、「下請代金の支払遅延」が34%等である。この結果について、国内企業全体では、「価格カルテル」が61%、次いで「下請代金の支払遅延」が59%、「入札談合」が58%、「不当廉売」が47%、「再販売価格の拘束」が40%である。外資系企業と国内企業を比較すると、外資系企業においては「価格カルテル」及び「商品・役務内容等の不当表示」が、国内企業においては「価格カルテル」及び「下請代金の支払遅延」がコンプライアンス・マニュアルに含まれている割合が高くなっている。

これは、回答者を業種別でみた場合に、外資系企業で不当表示の比率が高いのは、商業（23%）、金融・保険業（21%）（国内企業では、金融業・保険業が12%、商業が11%）の比率が高いことと関連しているものと考えられる。

問6の2. 問6で「含まれている。」と回答した方にお伺いします。具体的にどのような内容が含まれていますか（複数回答可）。 1. 価格カルテル 2. 入札談合 3. 不当廉売 4. 再販売価格の拘束 5. 下請代金の支払遅延 6. 商品・役務内容の不当表示 7. その他

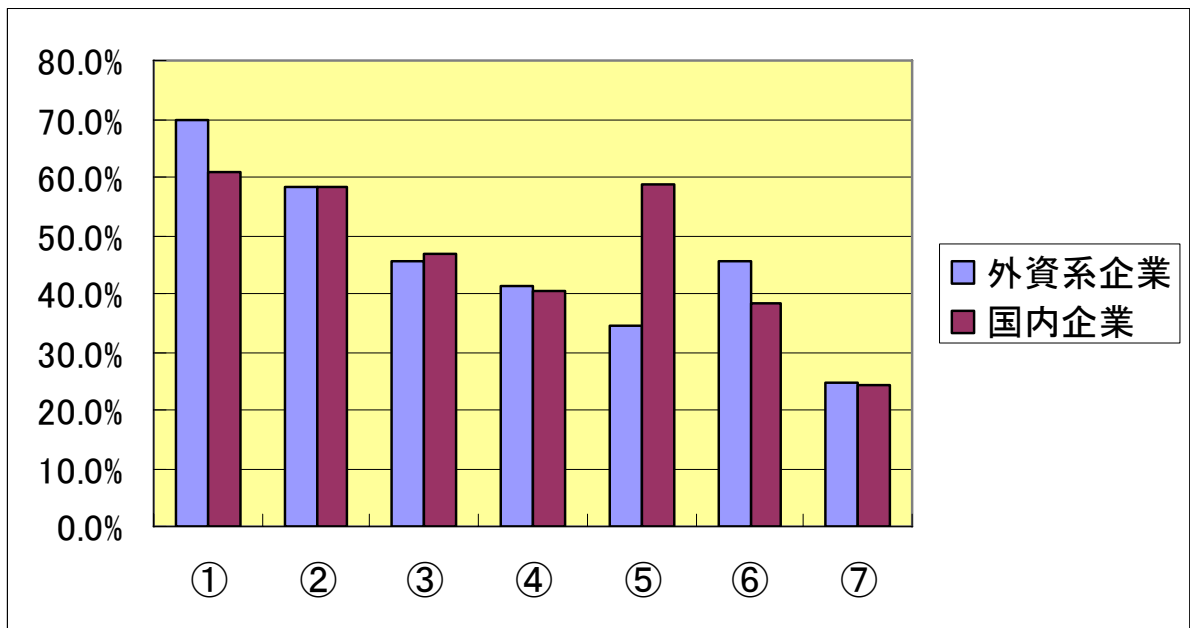
国内企業との比較（全体）

（単位：社、%）

	①価格カルテル		②入札談合		③不当廉売		④再販売価格の拘束	
	外資系企業	199	69.8	166	58.2	130	45.6	118
国内企業	113	60.8	108	58.1	87	46.8	75	40.3

	⑤下請代金の支払遅延		⑥商品・役務内容等の不当表示		⑦その他	
	外資系企業	98	34.4	130	45.6	70
国内企業	109	58.6	71	38.2	45	24.2

<国内企業との比較（全体）>



他方、外資系企業のうち、「含まれていない」企業における、コンプライアンス・マニュアルに独占禁止法の遵守に関する内容が「含まれていない」理由については（複数回答可）、「業務が独占禁止法と関係しないため」が37%、「人手・費用のゆとりがないため」が11%、「既に法令遵守が確保されているため」が11%等である。

(3) 独占禁止法に関する法令遵守の研修の実施状況

外資系企業において、独占禁止法に関する法令遵守の研修を「行っている」企業は、全体で46%である。

資本金別にみると、「行っている」企業は、100億円以上の企業では68%であるが、資本金が低くなるにつれて、「行っている」割合も低下し、1億円未満の企業では29%となっている。

主たる株主の所在地別にみると、「行っている」企業は、米国の企業では51%、欧州の企業では42%、その他の地域の企業では49%である。

また、国内企業との比較をすると、「行っている」企業は、外資系企業では60%、国内企業では72%の企業であり、外資系企業と国内企業との間で差が生じている。

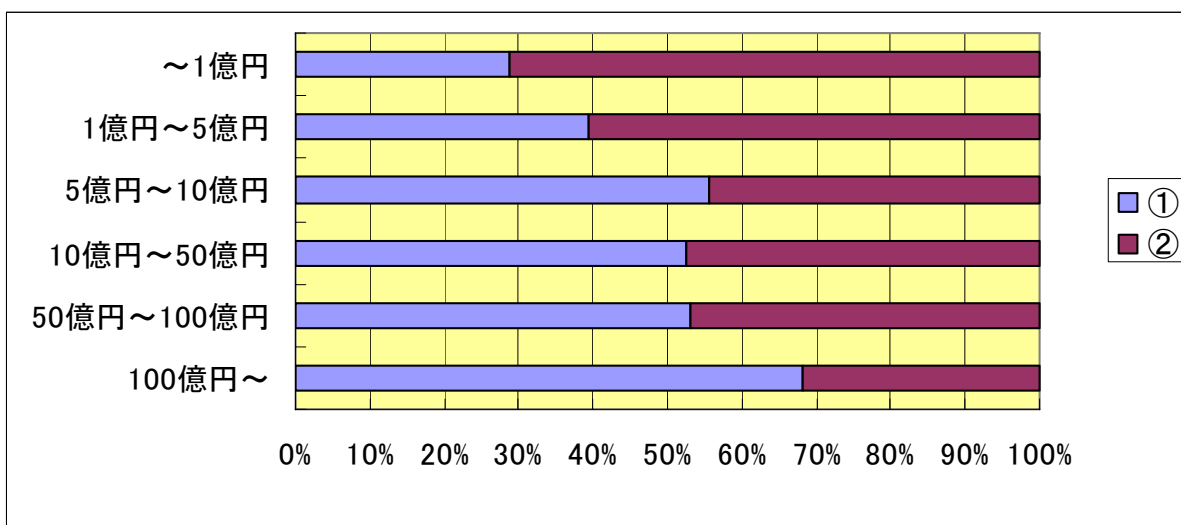
なお、国内企業については、平成18年国内企業調査において、独占禁止法の法令遵守に関する研修を「行っている」企業は56%であり、約2年間でその割合が増加している。

問7. 貴社は独占禁止法に関する法令遵守の研修を行っていますか。
 1. 行っている。 2. 行っていない。

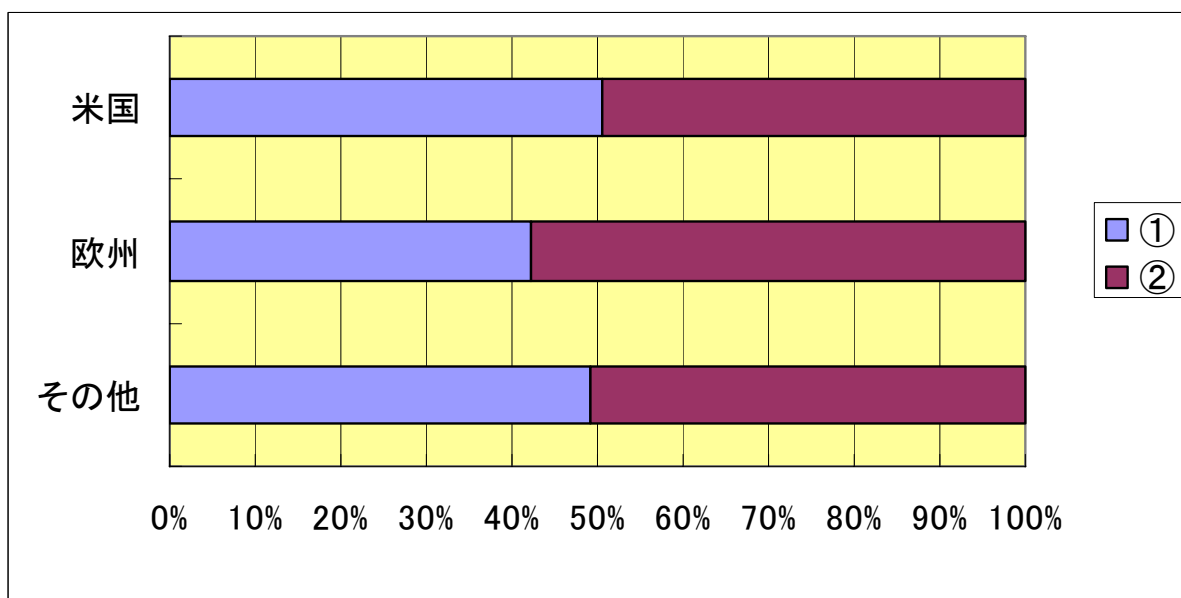
全体・資本金別・主たる株主の所在地別 (単位: 社, %)

	①行っている		②行っていない	
全 体	221	46.1	258	53.9
1億円未満	26	28.9	64	71.1
1億円以上5億円未満	70	39.3	108	60.7
5億円以上10億円未満	15	55.6	12	44.4
10億円以上50億円未満	43	52.4	39	47.6
50億円以上100億円未満	9	52.9	8	47.1
100億円以上	58	68.2	27	31.8
米国	98	50.5	96	49.5
欧州	75	42.1	103	57.9
その他	61	49.2	63	50.8

<資本金別>



<主たる株主の所在地別>



国内企業との比較（資本金10億円以上）（単位：社，%）

	①行っている		②行っていない	
外資系企業	110	59.8	74	40.2
国内企業	154	71.6	61	28.4

外資系企業のうち、独占禁止法に関する法令遵守の研修を「行っている」企業において、研修をどのように実施しているかについては（複数回答可）、「採用時の導入研修」が40%、次いで「年1回以上全従業員に研修」が35%、「年1回以上管理職に研修」が18%、「営業従事者のみに研修」が12%である。

また、独占禁止法に関する法令遵守の研修の実施方法については（複数回答可）、「講義形式の研修」が80%、次いで「PC（eラーニング等）を用いたコース」が32%、「マニュアル等の配布のみ」が12%、「社外研修への参加」が7%である。

さらに、独占禁止法に関する法令遵守の研修の実施効果はどのように確かめているかについては（複数回答可）、「効果測定は行っていない」が58%、「研修終了後にテストを行っている」が26%、「研修に関するアンケート」が22%である。

(4) 独占禁止法に関する社内監査の実施状況

外資系企業において、独占禁止法に関する法令遵守の社内監査を「行っている」企業は、全体で22%にとどまっている。

資本金別にみると、資本金が高くなるにつれて、「行っている」割合は増加するものの、その割合は50億円以上100億円未満の企業で29%、100億円以上の企業でも39%である。

主たる株主の所在地別にみると、「行っている」企業は、米国の企業で21%、欧州の企業で25%、その他の地域の企業で23%であり、主たる株主の所在地により大きな差はみられない。

また、国内企業との比較をすると、「行っている」企業は、外資系企業では30%、国内企業では49%であり、外資系企業と国内企業との間で大きな差が生じている。

なお、国内企業については、平成18年国内企業調査において、独占禁止法に関する法令遵守の社内監査を「行っている」企業は44%であり、約2年間でその割合が増加している。

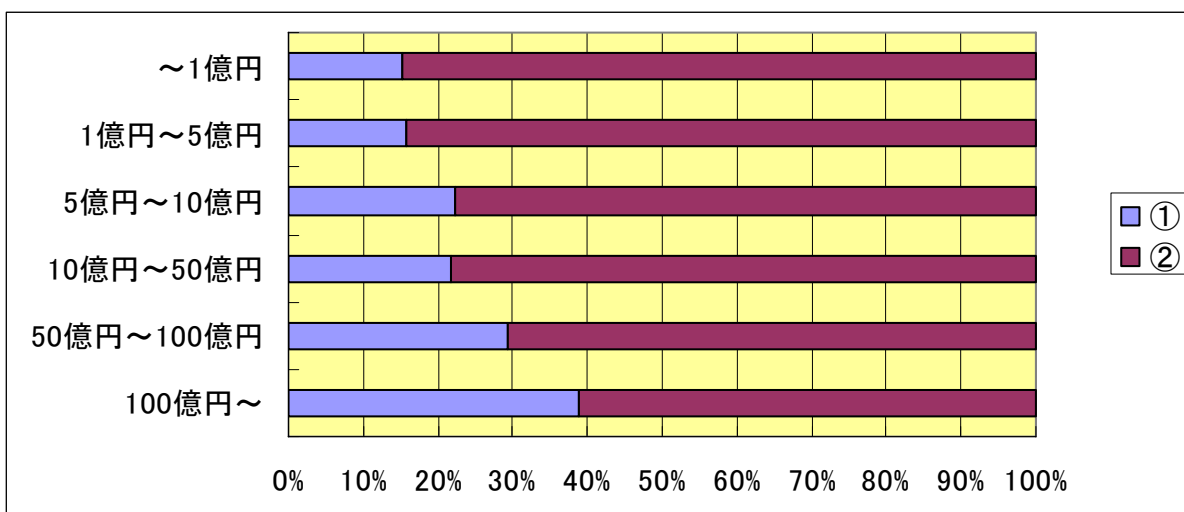
問8. 貴社では、独占禁止法に関する法令遵守の社内監査を行っていますか。
 1. 行っている。 2. 行っていない。

全体・資本金別・主たる株主の所在地別

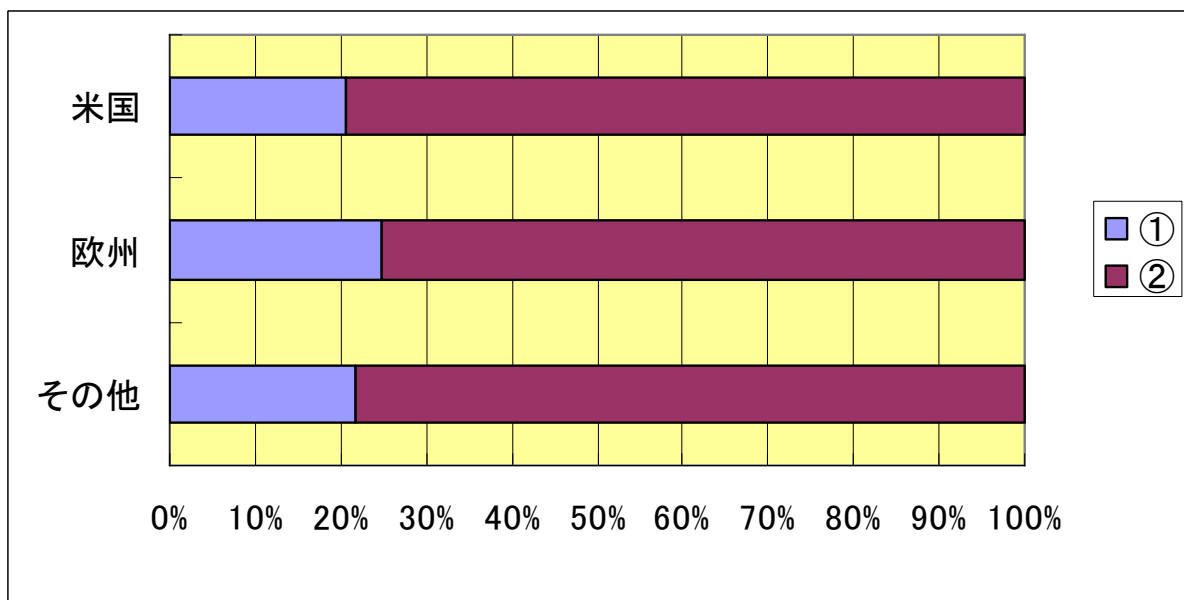
(単位：社、%)

	①行っている		②行っていない	
	社数	割合	社数	割合
全 体	102	21.7	368	78.3
1億円未満	13	15.1	73	84.9
1億円以上5億円未満	27	15.7	145	84.3
5億円以上10億円未満	6	22.2	21	77.8
10億円以上50億円未満	18	21.7	65	78.3
50億円以上100億円未満	5	29.4	12	70.6
100億円以上	33	38.8	52	61.2
米国	39	20.5	151	79.5
欧州	43	24.9	130	75.1
その他	26	23.2	86	76.8

<資本金別>



<主たる株主の所在地>



国内企業との比較（資本金10億円以上）（単位：社、%）

	①行っている		②行っていない	
	社数	%	社数	%
外資系企業	56	30.3	129	69.7
国内企業	105	48.8	110	51.2

外資系企業のうち、独占禁止法に関する法令遵守の社内監査を行っている企業におけるその実施頻度については、「年1回以上定期的に実施」が40%、「随時実施」が25%、「2年に1回程度定期的に実施」が18%である。

(5) 独占禁止法に関するヘルプラインの設置状況

最近、ヘルプライン等の名称の相談窓口が設けられている例がみられるが、外資系企業において、従業員の行為が独占禁止法に違反する疑いが生じた場合に、それに気付いた従業員が、相談・通報できる窓口を「設置している」企業は、全体で59%である。

資本金別にみると、「設置している」企業は、100億円以上の企業では77%、10億円以上50億円未満の企業では74%であるが、資本金が低くなるにつれて、その割合は低下し、1億円未満の企業では39%である。

主たる株主の所在地別にみると、「設置している」企業は、米国の企業では67%、欧州の企業では53%、その他の地域の企業では58%であり、米国の企業において割合が高くなっている。

また、国内企業との比較をすると、「設置している」企業は、外資系企業では76%、国内企業では95%であり、外資系企業と国内企業との間で大きな差が生じている。

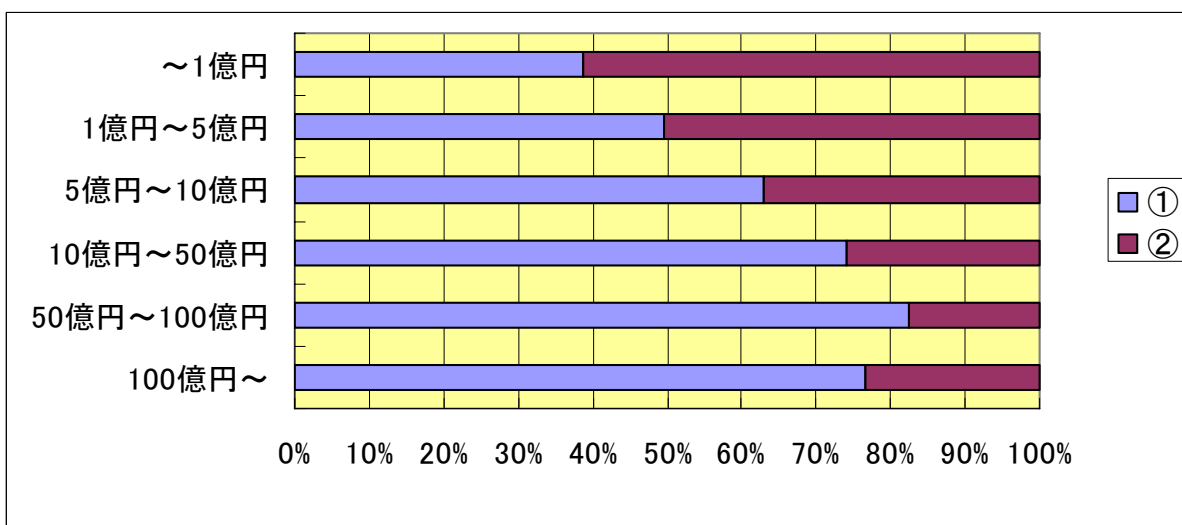
なお、国内企業については、平成18年国内企業調査において、ヘルプラインを「設置している」企業は77%であり、約2年間でその割合が増加している。

問9. 最近、ヘルプライン等の名称の相談窓口が設けられている例が見受けられますが、貴社において、従業員の行為が独占禁止法に違反する疑いが生じた場合に、それに気付いた従業員が、相談・通報できる相談・通報窓口を設置していますか。				
1. 設置している。		2. 設置していない。		

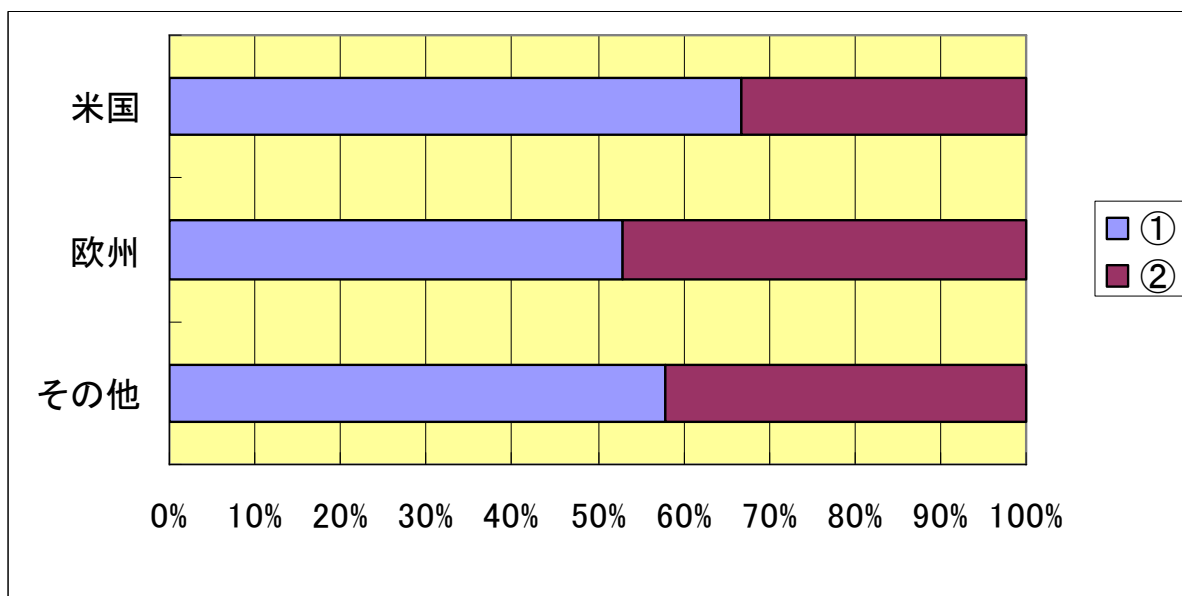
全体・資本金別・主たる株主の所在地別 (単位：社、%)

	①設置している		②設置していない	
全 体	278	58.5	197	41.5
1億円未満	34	38.6	54	61.4
1億円以上5億円未満	88	49.7	89	50.3
5億円以上10億円未満	17	63.0	10	37.0
10億円以上50億円未満	60	74.1	21	25.9
50億円以上100億円未満	14	82.4	3	17.6
100億円以上	65	76.5	20	23.5
米国	130	66.7	65	33.3
欧州	92	52.9	82	47.1
その他	70	57.9	51	42.1

<資本金別>



<主たる株主の所在地別>



国内企業との比較（資本金10億円以上）（単位：社、%）

	①設置している		②設置していない	
外資系企業	139	76.0	44	24.0
国内企業	210	94.6	12	5.4

外資系企業のうち、独占禁止法に関するヘルプライン等の相談窓口を設置している企業において、当該相談窓口となっている部門又は機関については、「法務部・人事部等の社内部署」が58%、「弁護士事務所等の外部機関」が26%、「コンプライアンス委員会」が24%である。

独占禁止法に係る年間の相談件数については、「利用なし」が84%であり、

「1件以上5件未満」が14%、5件以上の回答についてはいずれも2%未満である。

相談窓口に通報があった際の調査を行う部門又は機関については（複数回答可）、「法務部・人事部等の管理部門」が66%、「コンプライアンス委員会」が31%、「弁護士事務所等の外部機関」が20%、「取締役・執行役員」が16%、「関係部署の課長等の上司」が15%、「監査役」が11%である。

相談窓口等の対応の社内周知の方法については（複数回答可）、「イントラネットへの掲載」が55%、「人事研修、社内セミナー」が54%、「リーフレット等の配布」が34%等である。

ヘルプライン等に情報提供をした従業員の保護制度を「定めている」企業は、89%である。

3 独占禁止法関係のコンプライアンスの実効性確保

<ポイント>

(全体)

- 社内で独占禁止法違反を発見した場合に対応を決めている企業は50%である。
- 海外における事業所等で競争法違反が発見された場合、日本法人等の日本に所在する事業所に当該情報が入ってくるようになっている企業は45%である。
- 現在の独占禁止法関係のコンプライアンス体制が形式的に十分であるとともに実質的にもよく機能していると認識している企業は36%である。
- 独占禁止法関係のコンプライアンスの徹底のために最も効果的なことは、経営トップの意識と考えている企業が最も多く45%である。

(資本金別)

- 独占禁止法違反を発見した場合に対応を決めている企業は、資本金100億円以上の企業では69%、資本金1億円未満の企業では38%である。
- 海外における事業所等で競争法違反が発見された場合、日本法人等の日本に所在する事業所に当該情報が入ってくるようになっている企業は、資本金100億円以上の企業では65%、資本金1億円未満の企業では32%である。

(主たる株主の所在地別)

- 独占禁止法違反を発見した場合及び海外における事業所等で競争法違反が発見された場合の対応については、主たる株主の所在地により大きな違いはみられない。

(国内企業との比較)

- 従業員が独占禁止法違反を犯した場合の懲戒処分について、外資系企業は国内企業に比べて解雇の割合が高くなっている。
- 独占禁止法違反により法的措置を受けることになった場合、外資系企業は国内企業に比べて公表するという割合が低くなっている。
- 独占禁止法違反により法的措置を受けることになった場合の公表の仕方として、外資系企業は国内企業に比べて、株主に対する通知を挙げる企業の割合が高くなっている。

(1) 独占禁止法違反への対応

外資系企業において、社内で独占禁止法違反を発見した場合の対応を「決めている」企業は、全体では50%である。

資本金別にみると、「決めている」企業は、100億円以上の企業では69%であるが、資本金が低下するにつれて、その割合も低下し、1億円未満の企業では38%となっている。

主たる株主の所在地別にみると、「決めている」企業は、米国の企業で53%、欧州の企業で49%、その他の地域の企業で46%であり、主たる株主の所在地により大きな違いはみられない。

また、国内企業との比較をすると、「決めている」企業は、外資系企業では64%、国内企業では71%である。

なお、国内企業については、平成18年国内企業調査において、独占禁止法違反を発見した場合の対応を「決めている」企業は63%であり、約2年間でその割合が増加している。

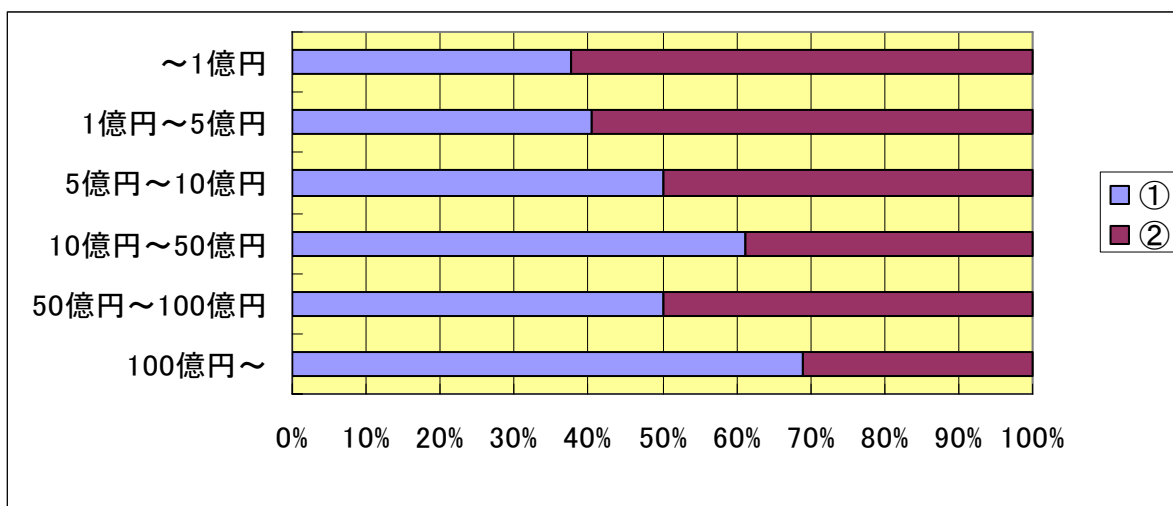
問10. 貴社においては、社内で独占禁止法違反を発見した場合、どのような対応を採るか決めていますか。
1. 決めている。
2. 決めていない。

資本金別・主たる株主の所在地別

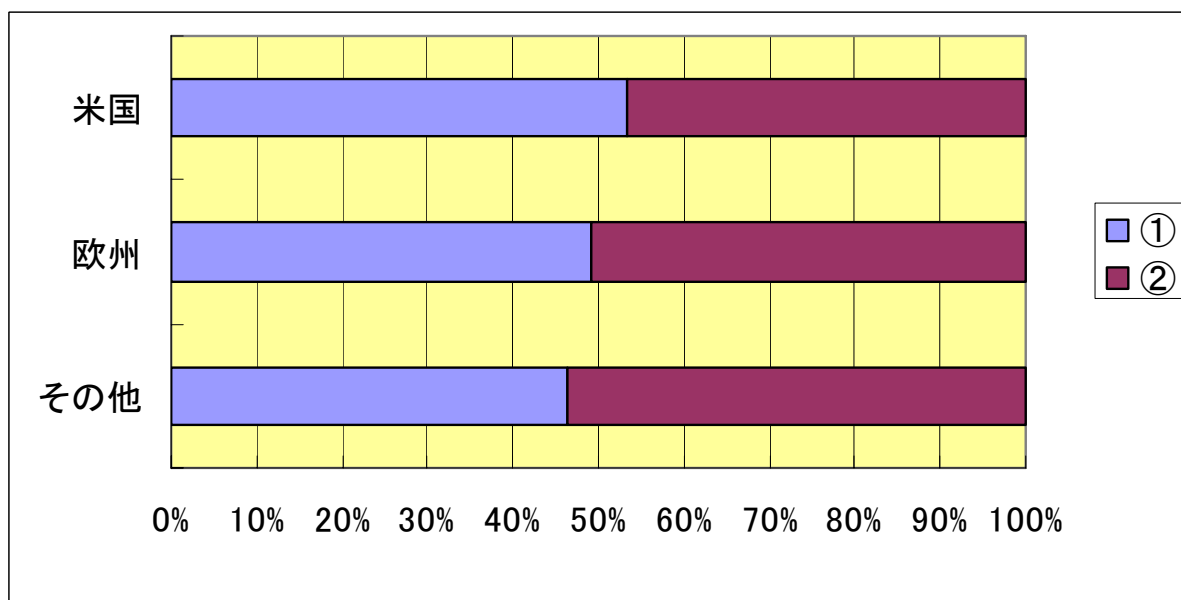
(単位：社、%)

	①決めている		②決めていない	
全 体	233	49.5	238	50.5
1億円未満	34	37.8	56	62.2
1億円以上5億円未満	71	40.6	104	59.4
5億円以上 10億円未満	13	50.0	13	50.0
10億円以上 50億円未満	49	61.3	31	38.8
50億円以上 100億円未満	8	50.0	8	50.0
100億円以上	58	69.0	26	31.0
米国	102	53.4	89	46.6
欧州	85	49.1	88	50.9
その他	56	46.3	65	53.7

<資本金別>



<主たる株主の所在地別>



国内企業との比較（資本金10億円以上）（単位：社，%）

	①決めている		②決めていない	
外資系企業	115	63.9	65	36.1
国内企業	154	71.0	63	29.0

外資系企業のうち、独占禁止法違反への対応を決めている企業において、具体的にどのような対応を採ることとしているかについては（複数回答可）、「最高経営責任者（経営トップ）に報告する」が82%、「法務部等の内部の部署が対策を採る」が63%、「弁護士事務所等外部も含めた体制で対応策を検討する」が48%、「行政当局へ通報する」が32%である。

(2) 海外の事業所等で競争法違反が発見された際の対応

外資系企業において、海外における事業所等で競争法違反が発見された場合、日本法人等の日本に所在する事業所に当該「情報が入っている」企業は、全体で45%である。

資本金別にみると、「情報が入っている」企業は、100億円以上の企業では65%であるが、資本金が低くなるにつれて割合も低くなり、1億円未満の企業では32%となっている。

主たる株主の所在地別にみると、「情報が入っている」企業は、米国の企業では45%、欧州の企業では42%、その他の地域の企業では47%であり、主たる株主の所在地により大きな違いはみられない。

国内企業のうち、日本国外において事業を展開している事業者において、海外における事業所等で競争法違反が発見された場合、日本本社に当該「情報が入っている」企業は88%である。

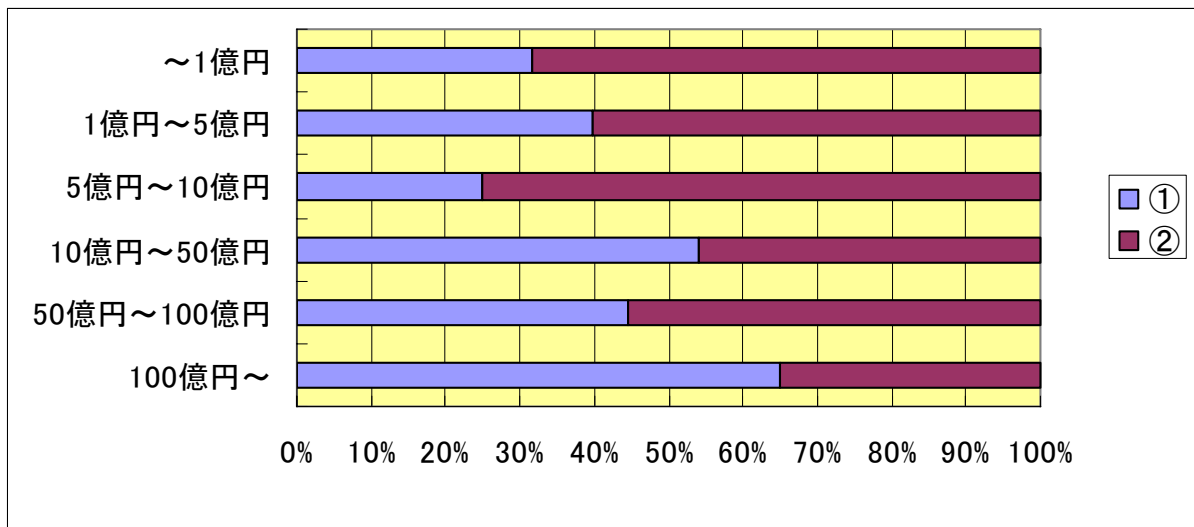
問11. 貴社の海外における事業所等で競争法違反が発見された場合、日本法人等の日本に所在する事業所に当該情報が入っていますか。
 1. 情報が入っている。 2. 情報が入っていない。

全体・資本金別・主たる株主の所在地別

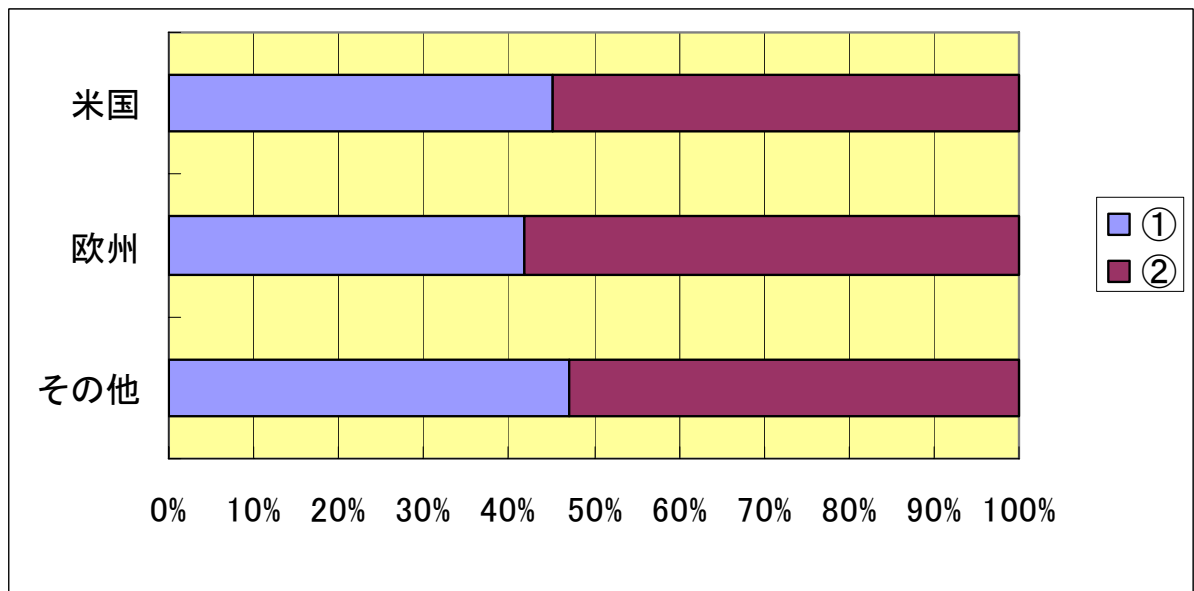
(単位：社、%)

	①情報が入っている		②情報が入っていない	
	社数	割合	社数	割合
全 体	138	44.5	172	55.5
1億円未満	19	31.7	41	68.3
1億円以上5億円未満	47	39.8	71	60.2
5億円以上 10億円未満	4	25.0	12	75.0
10億円以上 50億円未満	27	54.0	23	46.0
50億円以上 100億円未満	4	44.4	5	55.6
100億円以上	37	64.9	20	35.1
米国	60	45.1	73	54.9
欧州	52	41.9	72	58.1
その他	32	47.1	36	52.9

<資本金別>



<主たる株主の所在地別>



外資系企業のうち、海外における事業所等で競争法違反が発見された場合に、日本に所在する事業所に「情報が入るようになっている」企業において、そのような情報が入ってきた場合に、日本に所在する事業所において同様の行為がないか「調査を行うこととなっている」企業は、全体で67%である。

また、国内企業のうち、海外における事業所等で競争法違反が発見された場合に、日本本社に「情報が入るようになっている」企業において、そのような情報が入ってきた場合に、日本本社において同様の行為がないか「調査を行うこととなっている」企業は、62%である。

(3) 自社のコンプライアンスの取組に対する評価

外資系企業において、現在の自社における独占禁止法関係のコンプライアンスについて、どのように考えているかについては、「形式的に十分であるとともに、実質的にもよく機能している」が36%、「形式的には不十分であるが、実質的な機能は十分である」が30%、「形式的にも実質的にも不十分である」が21%、「形式的には十分であるが、あまり機能していない」が12%である。

この点について、国内企業全体では、「形式的に十分であるとともに、実質的にもよく機能している」が47%、「形式的には不十分であるが、実質的な機能は十分である」が27%、「形式的にも実質的にも不十分である」が10%、「形式的には十分であるが、あまり機能していない」が16%であり、外資系企業と比較して、「形式的に十分であるとともに、実質的にもよく機能している」の割合が高く、「形式的にも実質的にも不十分である」の割合が低くなっている。

なお、国内企業については、平成18年国内企業調査において、「形式的に十分であるとともに、実質的にもよく機能している」が31%、「形式的には不十分であるが、実質的な機能は十分である」が30%、「形式的にも実質的にも不十分である」が22%、「形式的には十分であるが、あまり機能していない」が17%であり、約2年間で「形式的に十分であるとともに、実質的にもよく機能している」の割合が増加し、「形式的にも実質的にも不十分である」の割合が低下している。

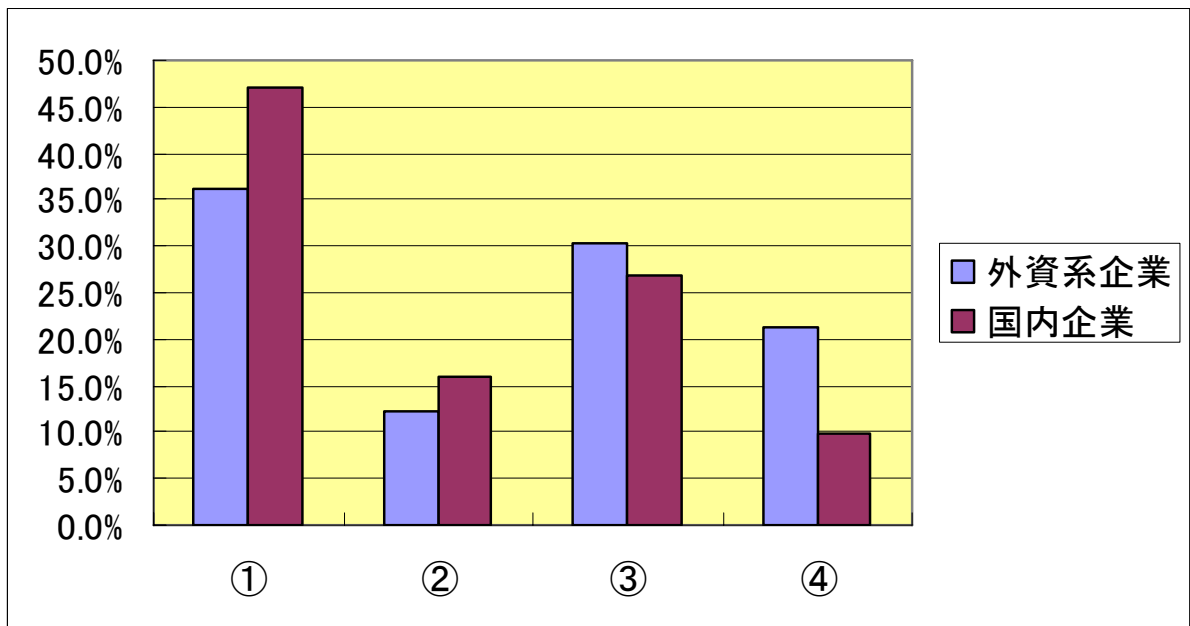
問12. 貴社は、現在の貴社の独占禁止法関連のコンプライアンスについて、どのようにお考えですか。
1. 現在のシステムは、形式的に十分であるとともに、実質的にもよく機能している。
2. 現在のシステムは、形式的には十分であるが、あまり機能していない。
3. 現在のシステムは、形式的には不十分であるが、実質的な機能は十分である。
4. 現在のシステムは、形式的にも実質的にも不十分である。

国内企業との比較（全体）

（単位：社，％）

	①形式的に十分であるとともに、実質的にもよく機能している		②形式的には十分であるが、あまり機能していない		③形式的には不十分であるが、実質的な機能は十分である		④形式的にも実質的にも不十分である	
外資系企業	151	36.3	51	12.3	126	30.3	88	21.2
国内企業	100	47.2	34	16.0	57	26.9	21	9.9

<国内企業との比較（全体）>



また、問5の回答状況と併せてみる（無回答を除く。）と、外資系企業のうち、自社における独占禁止法関係のコンプライアンスが「実質的な機能は十分である」と回答した者の多くが、独占禁止法違反が「自社や自社グループにおいて起きないと思う」と考える傾向がある。他方、国内企業は、「形式的に十分であるとともに、実質的にもよく機能している」と回答しつつも、独占禁止法違反が「起こり得る不祥事であり危機意識を持っている」と考える傾向がある。

【外資系企業】

（単位：社，%）

	①形式的に十分であるとともに、実質的にもよく機能している		②形式的には十分であるが、あまり機能していない		③形式的には不十分であるが、実質的な機能は十分である		④形式的にも実質的にも不十分である	
	社数	%	社数	%	社数	%	社数	%
起きないと思う	100	67.6	25	49.0	92	76.7	49	56.3
危機感を持っている	45	30.4	21	41.2	21	17.5	32	36.8
よく分からない	3	2.0	5	9.8	7	5.8	6	6.9
合計	148	100.0	51	100.0	120	100.0	87	100.0

【国内企業】

（単位：社，%）

	①形式的に十分であるとともに、実質的にもよく機能している		②形式的には十分であるが、あまり機能していない		③形式的には不十分であるが、実質的な機能は十分である		④形式的にも実質的にも不十分である	
	社数	%	社数	%	社数	%	社数	%
起きないと思う	31	31.0	10	29.4	26	45.6	8	40.0
危機感を持っている	66	66.0	21	61.8	27	47.4	11	55.0
よく分からない	3	3.0	3	8.8	4	7.0	1	5.0
合計	100	100.0	34	100.0	57	100.0	20	100.0

(4) 独占禁止法関係のコンプライアンスの徹底

外資系企業において、独占禁止法関係のコンプライアンスの徹底のために最も効果的なことについては、「経営トップの意識」が45%、次いで「マニュアルの整備」が20%、「従業員の法令遵守のための監視組織の設置」が11%、「業界全体の取組」が11%である。

この点について、国内企業全体では、「経営トップの意識」が49%、次いで「マニュアルの整備」が16%、「業界全体の取組」が12%、「従業員の法令遵守のための監視組織の設置」が9%であり、外資系企業と国内企業とで大きな違いはみられない。

問13. 独占禁止法関連のコンプライアンスの徹底のために最も効果的なことは、どのようなこととお考えですか。	
1. マニュアルの整備	2. 従業員の法令遵守のための監視組織の設置
3. 経営トップの意識	4. 行政の指導・厳格な摘発
5. 業界全体の取組	6. 法令違反を犯した従業員に対する懲戒等の処罰
7. その他	

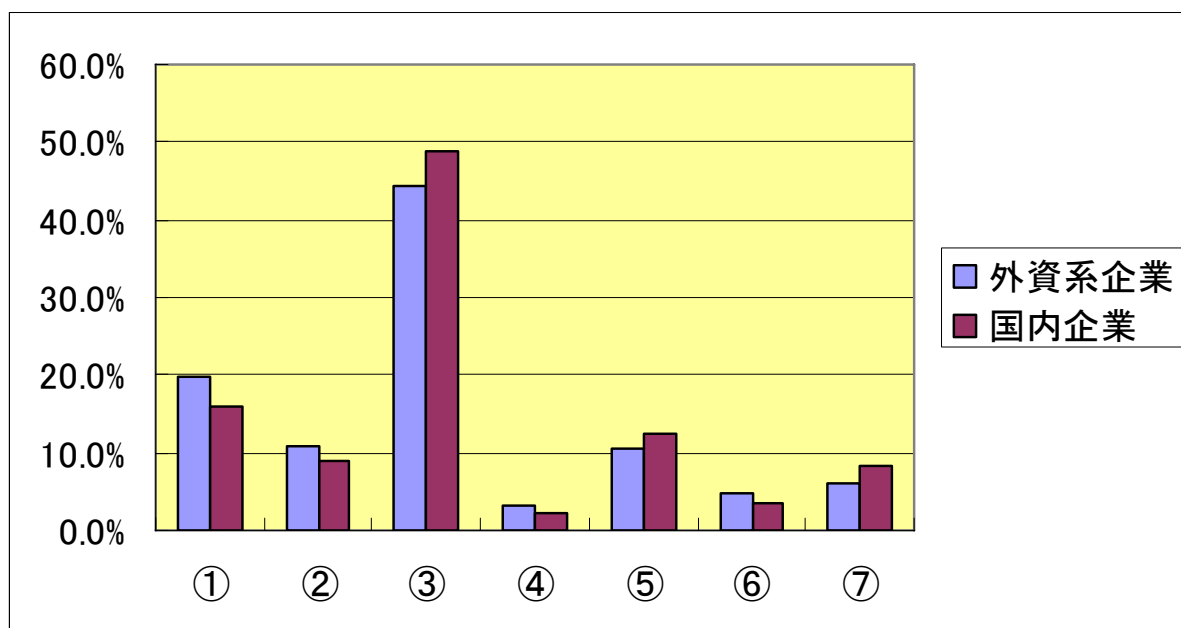
国内企業との比較（全体）

（単位：社、％）

	①マニュアルの整備		②従業員の法令遵守のための監視組織の設置		③経営トップの意識		④行政の指導・厳格な摘発	
	社数	％	社数	％	社数	％	社数	％
外資系企業	124	19.8	69	11.0	279	44.5	20	3.2
国内企業	49	16.0	27	8.8	150	48.9	7	2.3

	⑤業界全体の取組		⑥法令違反を犯した従業員に対する懲戒等の処罰		⑦その他	
	社数	％	社数	％	社数	％
外資系企業	67	10.7	30	4.8	38	6.1
国内企業	38	12.4	11	3.6	25	8.1

<国内企業との比較（全体）>



(5) 独占禁止法違反に対する懲戒処分の内容

外資企業において、従業員が独占禁止法違反を犯したと認められた場合における従業員に対する懲戒規程の内容については、「懲戒解雇」が21%、「解雇」が11%、「訓戒」が9%である。

この点について、国内企業全体では、「懲戒解雇」が16%、「減給」が9%、「停職」が5%、「訓戒」が5%、「解雇」が5%であり、外資系企業において「懲戒解雇」・「解雇」の割合が高くなっている。

なお、外資系企業、国内企業とも「その他」の割合が高くなっているが、「その他」については、「個別の状況に応じて判断する」、「独占禁止法違反に特化した懲戒規程がない」等が多い。

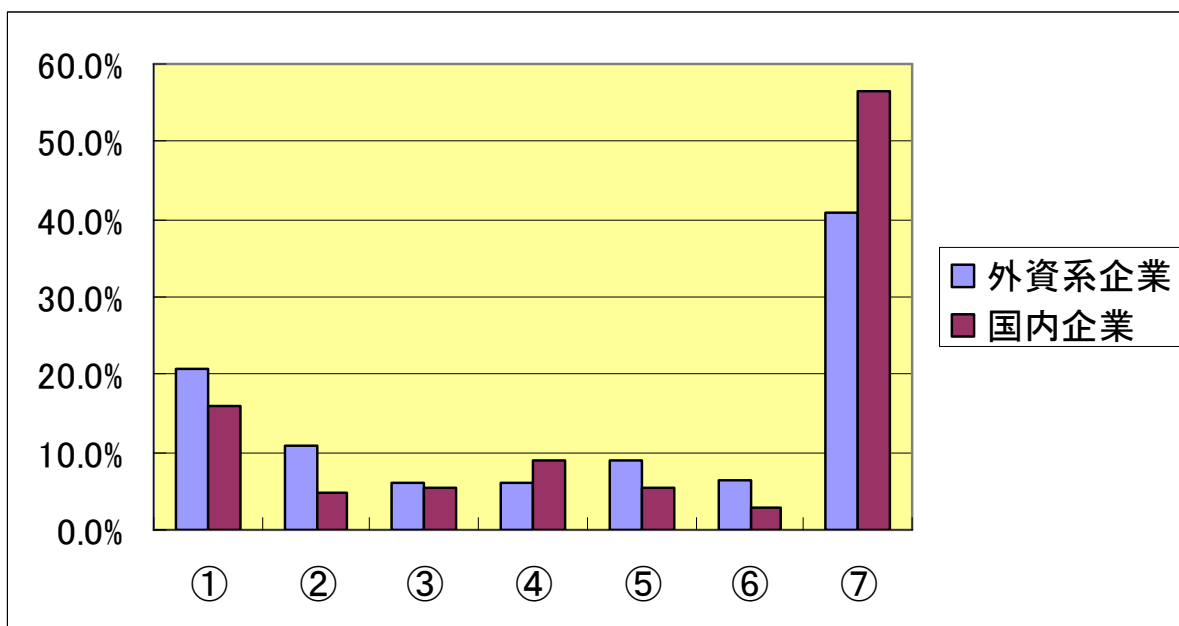
問14. 貴社において、従業員が独占禁止法違反を犯したと認められた場合における従業員に対する懲戒規程内容はどのようなものですか。							
1. 懲戒解雇	2. 解雇	3. 停職	4. 減給				
5. 訓戒	6. 注意	7. その他					

国内企業との比較（全体） （単位：社， %）

	①懲戒解雇		②解雇		③停職		④減給	
外資系企業	108	20.8	57	11.0	32	6.2	31	6.0
国内企業	39	16.0	12	4.9	13	5.3	22	9.0

	⑤訓戒		⑥注意		⑦その他	
外資系企業	47	9.0	33	6.3	212	40.8
国内企業	13	5.3	7	2.9	138	56.6

<国内企業との比較（全体）>



(6) コンプライアンスの取組への経営トップの関与

企業のコンプライアンスに関しては、経営トップの関与が重要であるといわれているところ、外資系企業において、自社の経営トップにおける独占禁止法関係のコンプライアンスへのかかわりについては（複数回答可）、「常日ごろから経営トップが会議・研修等の場でコンプライアンスの重視を呼びかけている」が48%、「法令違反が発見された場合の処理はトップ自らが判断している」が33%、「コンプライアンス委員会のトップとなっている」が23%である。

この点について、国内企業全体では、「常日ごろから経営トップが会議・研修等の場でコンプライアンスの重視を呼びかけている」が74%、「コンプライアンス委員会のトップとなっている」が50%、「法令違反が発見された場合の処理はトップ自らが判断している」が33%である。

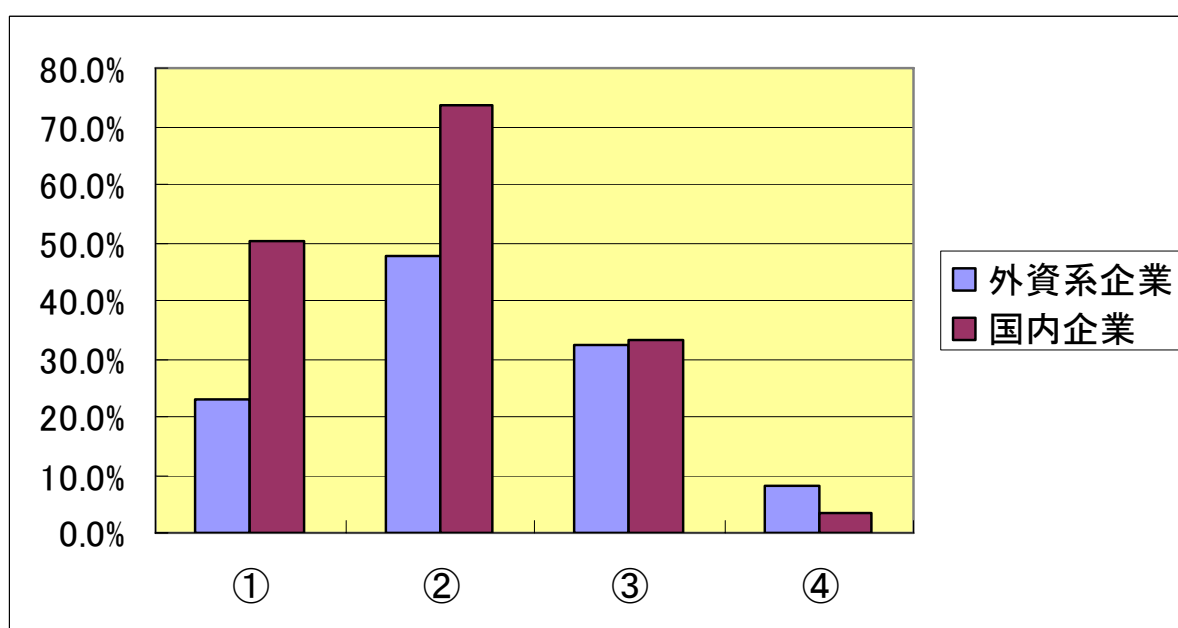
問15. 企業のコンプライアンスに関しては経営トップの関与が重要であるといわれておりますが、貴社においては、経営トップは独占禁止法関連のコンプライアンスにどのようにかかわりを持っていますか。（複数回答可）								
1. コンプライアンス委員会のトップとなっている。								
2. 常日ごろから経営トップが会議・研修等の場でコンプライアンスの重視を呼びかけている。								
3. 法令違反が発見された場合の処理はトップ自らが判断している。								
4. その他								

国内企業との比較（全体）

（単位：社、%）

	①コンプライアンス委員会のトップとなっている	②呼びかけている	③トップ自らが判断している	④その他
外資系企業	115 22.8	241 47.7	164 32.5	41 8.1
国内企業	114 50.2	167 73.6	75 33.0	8 3.5

<国内企業との比較（全体）>



外資系企業のうち、独占禁止法違反による法的処分の事実を「公表する」としている企業における公表の仕方については（複数回答可）、「プレスリリース」が50%、「自社ホームページへの掲載」49%、「株主に対して通知」が36%、「有価証券報告書、営業報告書等に記載」が20%となっている。

この点について、国内企業全体では、「プレスリリース」が80%、「自社ホームページへの掲載」が73%、「有価証券報告書、営業報告書等に記載」が44%、「株主に対して通知」が9%であり、国内企業は、「プレスリリース」、「自社ホームページへの掲載」の割合が高く、外資系企業は、国内企業に比べて「株主に対して通知」の割合が高くなっている。

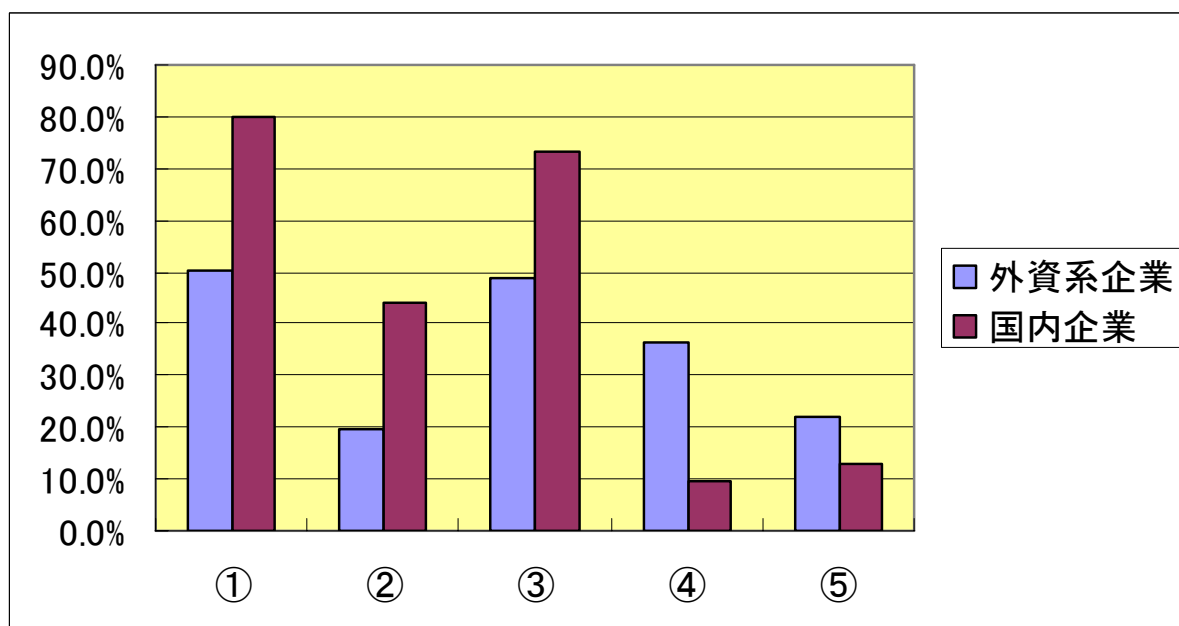
問16の2. 問16で「はい」と回答した方にお伺いします。その公表の仕方としてはどのような方法ですか（複数回答可）。

1. プレスリリース
2. 有価証券報告書、営業報告書等に記載
3. 自社ホームページへの掲載
4. 株主に対して通知
5. その他

国内企業との比較（全体） （単位：社，％）

	①プレスリリース		②有価証券報告書、営業報告書等に記載		③自社ホームページへの掲載		④株主に対して通知		⑤その他	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合	社数	割合	社数	割合
外資系企業	100	50.3	39	19.6	97	48.7	72	36.2	44	22.1
国内企業	137	80.1	75	43.9	125	73.1	16	9.4	22	12.9

<国内企業との比較（全体）>



4 独占禁止法改正に伴うコンプライアンスの取組の見直し

<ポイント>

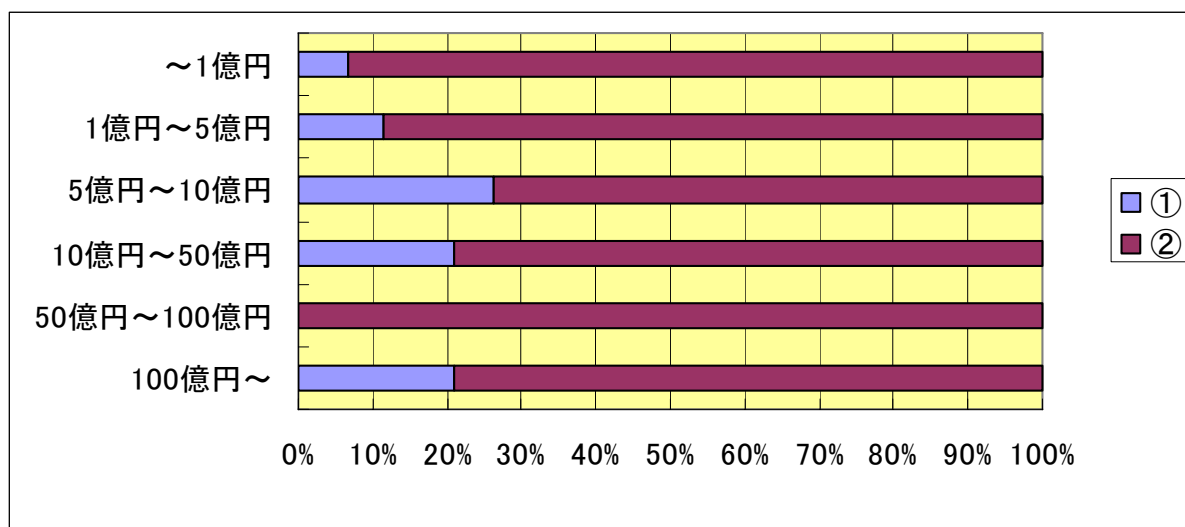
(全体)

- 独占禁止法の改正を受けてコンプライアンス・マニュアルの見直しを行った企業は15%、社内監査を実施した企業は8%にとどまる。
- 独占禁止法改正法の社内周知については、特に行っていない企業が最も多く35%である。
- 課徴金減免制度の利用については、48%の企業がよく分からないと回答。課徴金減免制度を利用することを考えている企業は15%にとどまる。
- 課徴金減免制度の導入が企業コンプライアンスの向上に役立つかについては、過半数の企業が分からないと回答。役立つと考えている企業は38%である。

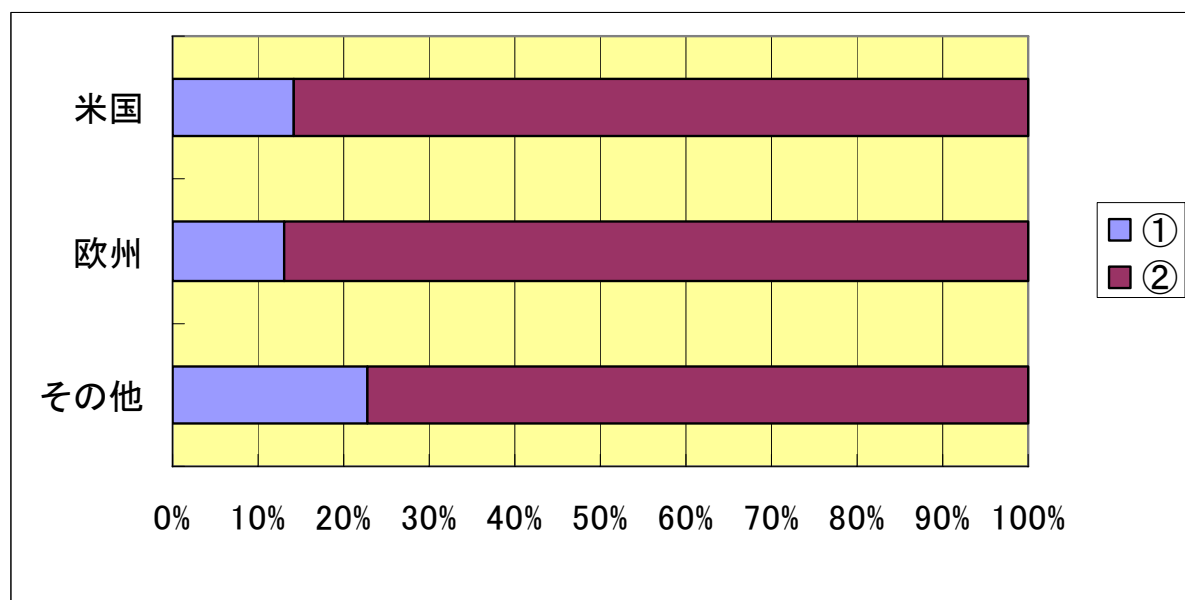
(国内企業との比較)

- 独占禁止法の改正を受けてコンプライアンス・マニュアルの見直しを行った企業は、全体で、外資系企業は15%、国内企業は34%である。
- 独占禁止法改正法の社内周知を特に行っていない企業は、外資系企業は30%、国内企業は22%である。
- 独占禁止法の改正を受けて社内監査を行った企業は、外資系企業は10%、国内企業は20%である。
- 課徴金減免制度の利用について、利用することを考えている企業は、全体で、外資系企業は15%、国内企業は31%である。

<資本金別>



<主たる株主の所在地別>



国内企業との比較(全体)

(単位: 社, %)

	①見直しを行った		②見直しを行っていない	
	社数	%	社数	%
外資系企業	60	14.5	355	85.5
国内企業	73	34.0	142	66.0

(2) 独占禁止法改正法の社内周知

外資系企業において、独占禁止法改正法の内容に関する社内周知の方法については（複数回答可）、「特に行わない」が35%、次いで「人事研修、社内セミナー」が27%、「イントラネットへの掲載」が14%、「リーフレット等の配布」が12%等の回答である。

また、国内企業との比較をすると、外資系企業では、「人事研修、社内セミナー」が36%、「特に行わない」が30%、「イントラネットへの掲載」が19%、「リーフレットの配布」が12%であり、国内企業では、「人事研修、社内セミナー」が44%、「イントラネットへの掲載」が37%、「特に行わない」が22%、「リーフレット等の配布」が21%となっており、外資系企業において周知の割合が低くなっている。

なお、国内企業については、平成18年国内企業調査において、独占禁止法改正法の社内周知について「特に行わない」企業は22%であり、約2年間でその割合に差はみられない。

問18. 独占禁止法改正法の内容について、どのように社内周知を図ることとしていますか又は、しましたか（複数回答可）。	
1. 人事研修、社内セミナー	2. リーフレット等の配布
3. イン트라ネットへの掲載	
4. 公取委職員が講師となる説明会等社外セミナーへの参加	
5. 各従業員の自主的取組	6. その他
7. 特に行わない	

全体・資本金別・主たる株主の所在地別

(単位：社、%)

	①人事研修、社内セミナー		②リーフレット等の配布		③イントラネットへの掲載		④公取委職員が講師となる説明会等社外セミナーへの参加	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合	社数	割合
全 体	133	27.1	58	11.8	68	13.9	25	5.1
1億円未満	14	15.4	7	7.7	7	7.7	6	6.6
1億円以上5億円未満	47	25.7	24	13.1	21	11.5	12	6.6
5億円以上 10 億円未満	4	14.8	4	14.8	4	14.8	0	0.0
10 億円以上 50 億円未満	31	36.9	12	14.3	20	23.8	5	6.0
50 億円以上 100 億円未満	5	27.8	2	11.1	1	5.6	0	0.0
100 億円以上	32	36.8	9	10.3	15	17.2	2	2.3
米国	61	30.8	23	11.6	18	9.1	7	3.5
欧州	51	27.7	18	9.8	33	17.9	14	7.6
その他	32	21.9	20	13.7	20	13.7	10	6.8

	⑤各従業員の自主的取組		⑥その他		⑦特に行わない	
全 体	39	8.0	44	9.0	171	34.9
1億円未満	11	12.1	5	5.5	38	41.8
1億円以上5億円未満	17	9.3	10	5.5	70	38.3
5億円以上 10 億円未満	3	11.1	1	3.7	7	25.9
10 億円以上 50 億円未満	5	6.0	9	10.7	26	31.0
50 億円以上 100 億円未満	0	0.0	3	16.7	9	50.0
100 億円以上	3	3.4	16	18.4	21	24.1
米国	15	7.6	20	10.1	78	39.4
欧州	18	9.8	12	6.5	57	31.0
その他	8	5.5	15	10.3	38	26.0

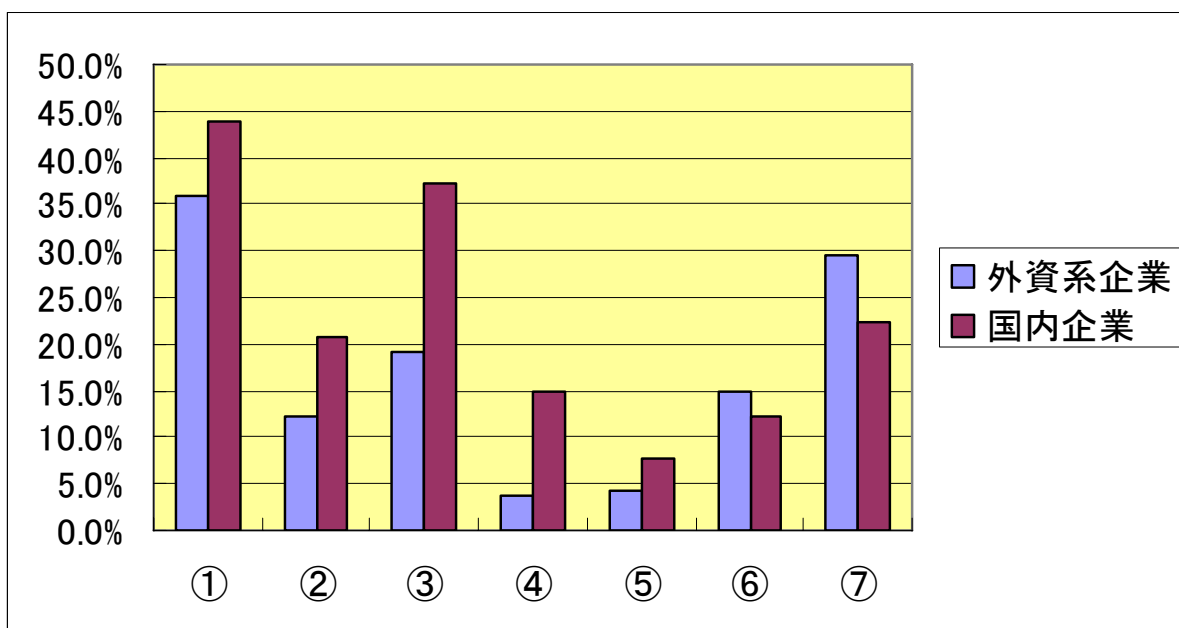
国内企業との比較(資本金10億円以上)

(単位：社，%)

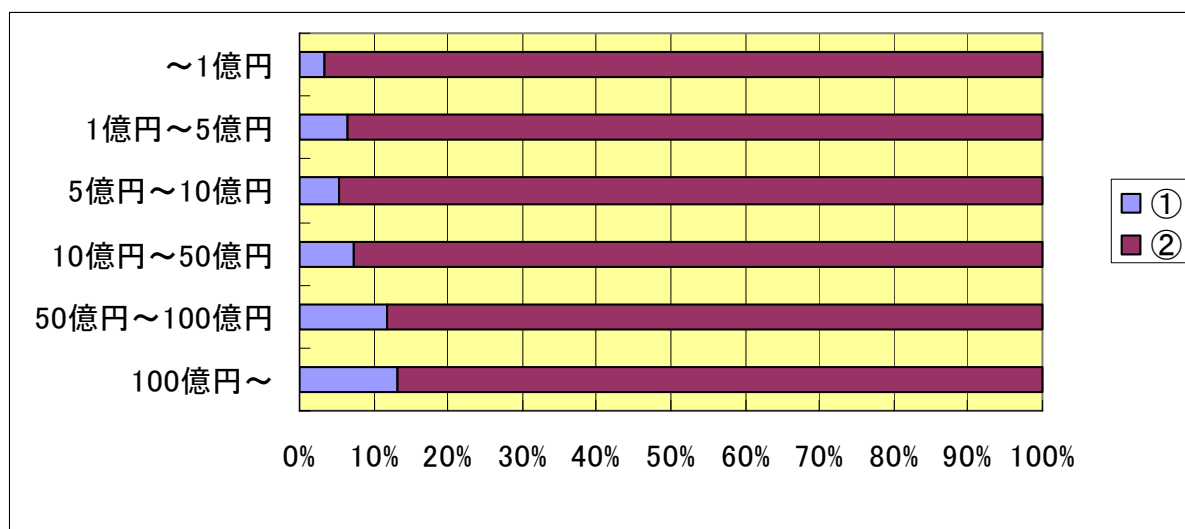
	①人事研修, 社内セミナー		②リーフレット等の配布		③イントラネットへの掲載		④公取委職員が講師となる説明会等社外セミナーへの参加	
外資系企業	68	36.0	23	12.2	36	19.0	7	3.7
国内企業	98	43.9	46	20.6	83	37.2	33	14.8

	⑤各従業員の自主的取組		⑥その他		⑦特に行わない	
外資系企業	8	4.2	28	14.8	56	29.6
国内企業	17	7.6	27	12.1	50	22.4

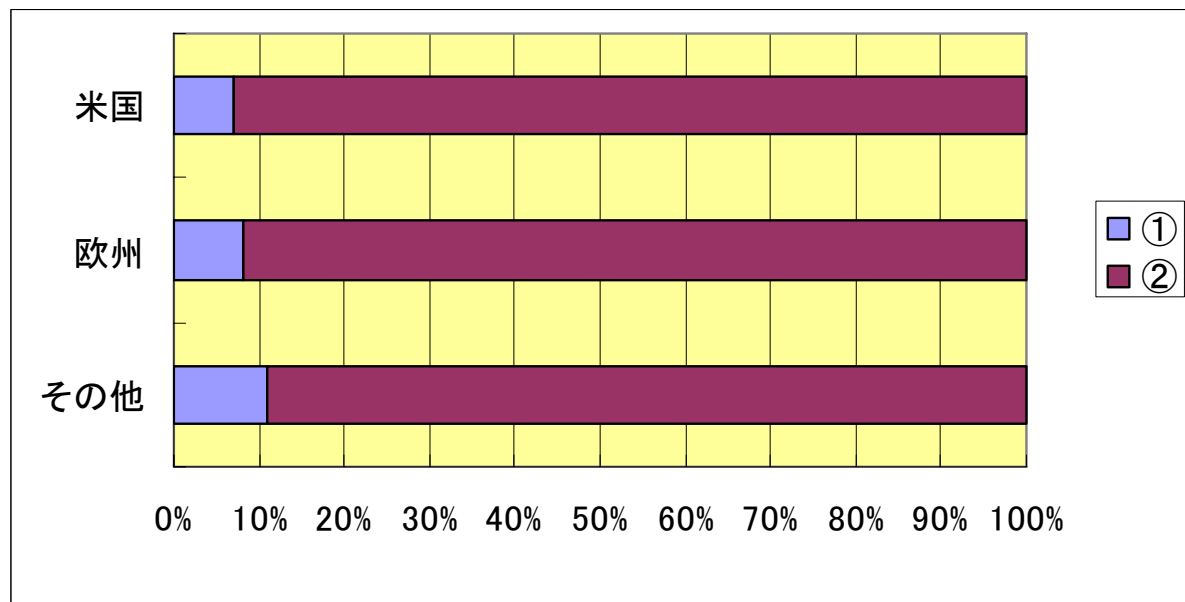
< 国内企業との比較(資本金10億円以上) >



<資本金別>



<主たる株主の所在地別>



国内企業との比較 (資本金10億円以上) (単位: 社, %)

	①実施した		②実施していない	
外資系企業	19	10.4	163	89.6
国内企業	42	19.7	171	80.3

(4) 課徴金減免制度の利用

外資系企業において、社内監査等で独占禁止法違反行為が見つかった場合に、課徴金減免制度を利用したいと考えているかについては、「よく分からない」が48%、「制度を勉強してみたい」が34%、「利用することを考えている」が15%、「利用することを考えていない」が3%であり、「よく分からない」が半数近くを占めている。

この点について、国内企業全体では、「制度を勉強してみたい」が33%、「よく分からない」が32%、「利用することを考えている」が31%、「利用することを考えていない」が4%であり、外資系企業と国内企業との間で「利用することを考えている」の割合に差が生じている。

また、国内企業については、平成18年国内企業調査において、課徴金減免制度を「利用することを考えている」企業が23%であり、約2年間でその割合が増加している。

なお、コンプライアンス・マニュアルに独占禁止法の遵守に関する内容が「含まれている」と回答している企業において、外資系企業で40%、国内企業で28%が、課徴金減免制度の利用について「よく分からない」と回答している。

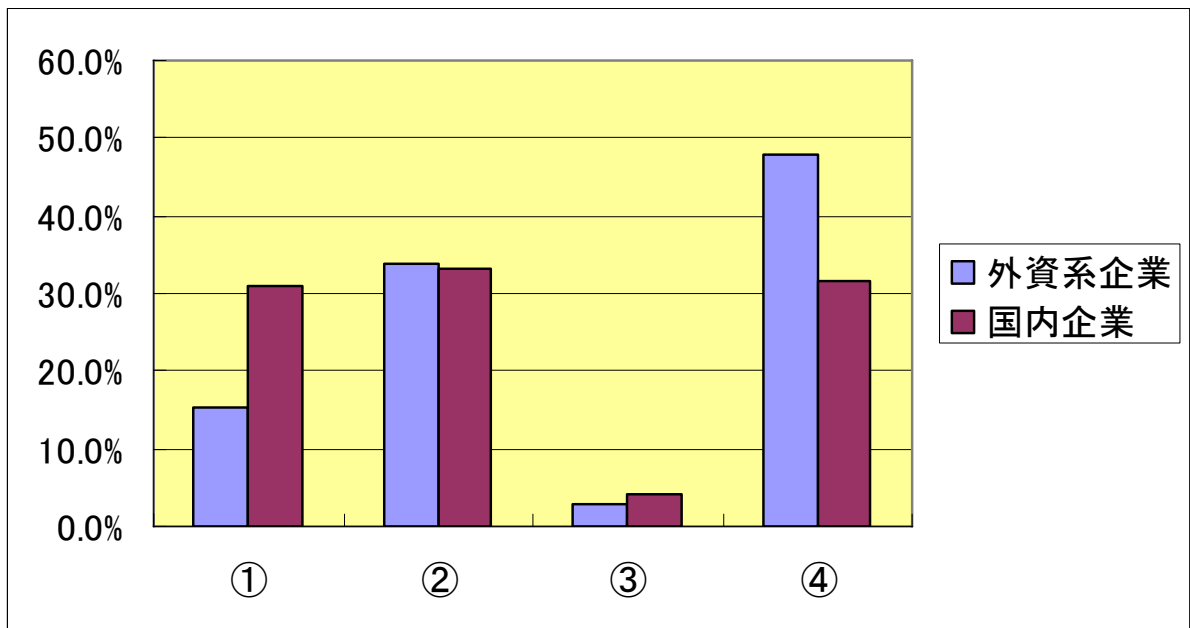
さらに、独占禁止法改正法の社内周知を「特に行わない」と回答した割合は全体で外資系企業は35%、国内企業は22%であるが、課徴金減免制度の利用について「よく分からない」と回答した企業については社内周知を「特に行わない」と回答した割合が外資系企業で47%、国内企業で37%である。他方、課徴金減免制度を「利用することを考えている」と回答した企業については社内周知を「特に行わない」と回答した割合は外資系企業で16%、国内企業で12%となっており、「よく分からない」と回答した企業は、独占禁止法改正法の社内通知を「特に行わない」割合が高くなっている。

問20. 社内監査等で独占禁止法違反行為が見つかった場合には、課徴金減免制度を利用したいと考えていますか。
1. 利用することを考えている。 2. 制度を勉強してみたい。
3. 利用することを考えていない。 4. よく分からない。

国内企業との比較（全体） （単位：社、％）

	①考えている		②勉強してみたい		③考えていない		④よく分からない	
外資系企業	67	15.3	148	33.8	13	3.0	210	47.9
国内企業	66	31.0	71	33.3	9	4.2	67	31.5

<国内企業との比較（全体）>



5 諸外国との比較

<ポイント>

- 日本及び諸外国における競争法については、外資系企業、国内企業とも、米国及び欧州が厳格であるという印象を持っている企業が多い。
- 外資系企業全体では、日本におけるコンプライアンスに最も留意している企業が多くなっている。

(1) 事業を展開している日本以外の地域

外資系企業において、事業を展開している日本以外の地域については（複数回答可）、「アジア」が51%、「北米」が35%、「欧州」が35%、「中南米」が19%等である。

また、国内企業全体では「アジア」が64%、「北米」が45%、「欧州」が37%、「中南米」が16%等であり、外資系企業と同様の回答となっている。

問22. 貴社が事業を展開している日本国外の地域を回答してください（複数回答可）。

- | | | | |
|--------|-------|---------|--------|
| 1. アジア | 2. 北米 | 3. 欧州 | 4. 中南米 |
| 5. 大洋州 | 6. 中東 | 7. アフリカ | |

国内企業との比較（全体）

（単位：社、%）

	①アジア		②北米		③欧州		④中南米	
外資系企業	259	51.3	175	34.7	175	34.7	96	19.0
国内企業	145	63.9	102	44.9	85	37.4	37	16.3

	⑤大洋州		⑥中東		⑦アフリカ	
外資系企業	94	18.6	85	18.6	62	12.3
国内企業	31	13.7	31	13.7	20	8.8

(2) 諸外国の競争法との比較

外資系企業において、日本及び諸外国における競争法について、最も厳格であると認識しているのは、全体で「米国」が46%、「欧州」が18%、「日本」が3%等である。

主たる株主の所在地別で見ると、全体とおおむね同様の傾向であり、欧州の企業及びその他の地域の企業においても「米国」の割合が高くなっている。

この点について、国内企業全体では、「米国」が33%、「欧州」が27%、「日本」が4%等であり、外資系企業、国内企業とも米国及び欧州の割合が高くなっている。

問22の2. 日本及び諸外国における競争法については、どこが最も厳格なものという印象をおもちですか。
 1. 日本 2. 米国 3. 欧州 4. その他 5. 分からない

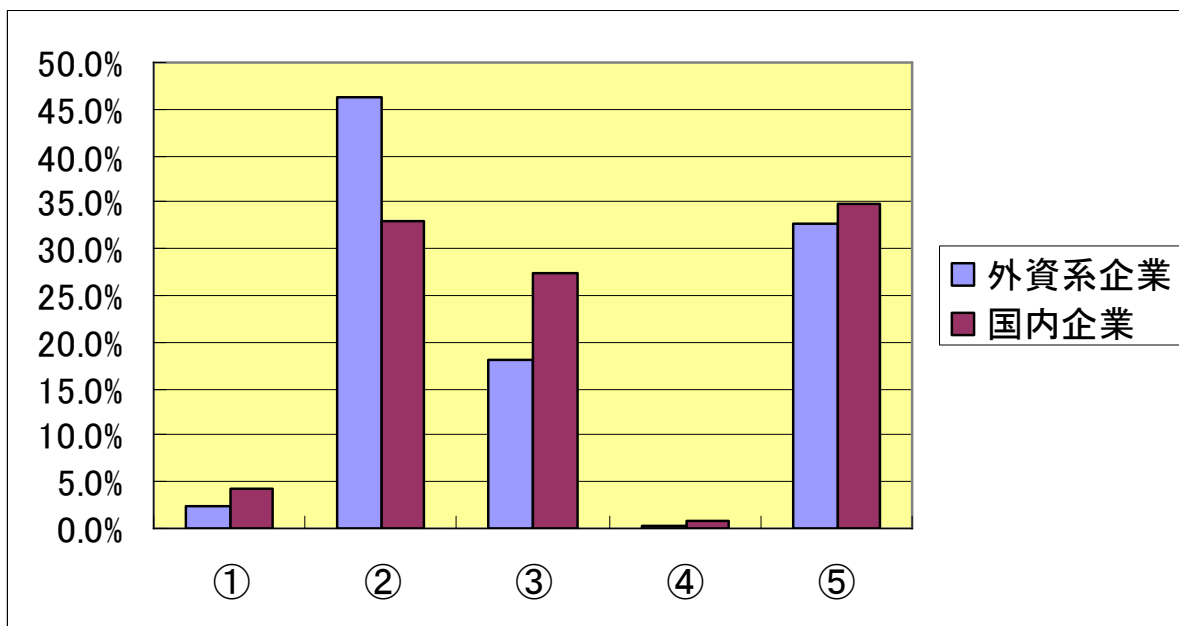
全体・主たる株主の所在地別 (単位：社、%)

	①日本		②米国		③欧州		④その他		⑤分からない	
全体	8	2.5	148	46.4	58	18.2	1	0.3	104	32.6
米国	2	1.7	61	51.7	20	16.9	1	0.8	35	29.7
欧州	1	1.0	44	44.0	18	18.0	0	0.0	37	37.0
その他	2	3.3	29	48.3	7	11.7	0	0.0	22	36.7

国内企業との比較 (全体) (単位：社、%)

	①日本		②米国		③欧州		④その他		⑤分からない	
外資系企業	8	2.5	148	46.4	58	18.2	1	0.3	104	32.6
国内企業	6	4.2	47	32.9	39	27.3	1	0.7	50	35.0

< 国内企業との比較（全体） >



また、法令遵守について投入している費用・担当人員の負担を含めて最もコンプライアンスに留意している地域については、全体で「日本」が33%、「米国」が26%、「欧州」が12%等である。

6 調査結果を踏まえた考え方

(1) コンプライアンスの整備及び組織体制状況

外資系企業に対して、コンプライアンス・マニュアルの制定、コンプライアンス担当役員の設置、コンプライアンス専任部署の設置及びコンプライアンス委員会等の設置について尋ねたところ、すべての項目において、資本金の高い企業については、制定・設置の割合が高いものの、資本金が低くなるにつれて、割合が低くなっている傾向にあった。

これについては、当委員会が平成18年9月に実施した建設業者に対するコンプライアンスの整備状況に関するアンケート調査においても同様の傾向がみられたところである。

小規模な企業においては、コンプライアンスを担当するような総務・管理部門に多数の人員を配置することが難しい等の事情により、コンプライアンスに関する体制の整備が十分になされていないものと推測されるところであるが、公正取引委員会がこれまでに小規模な企業に対して措置を行った事例もあるように、小規模な企業であってもコンプライアンスが社会的に求められていることを踏まえ、小規模な企業においてもコンプライアンスの体制の整備がなされるよう望まれる。

(2) 独占禁止法関係のコンプライアンスの取組

(独占禁止法違反に対する危機意識)

外資系企業に対し、自社や自社グループ会社において独占禁止法違反が生じる可能性について尋ねたところ、起こり得る問題として危機感を持っている企業は26%である。

この点については、国内企業では、59%の企業が危機意識を持っていると回答しており、外資系企業と国内企業とで認識に大きな差が生じている。

また、国内企業は資本金が大きくなるにつれて、独占禁止法違反が生じる危機感を持つ企業が増えているが、外資系企業はそうした変化がみられない状況となっており、業種別でも全体の傾向と大きな違いはない。

なお、これまで、外資系企業が独占禁止法違反に問われた事例は多くはないことから、自社や自社グループで独占禁止法違反は起きないという認識が広まっているとも考えられるが、法令違反に対する危機意識を持つことは、コンプライアンスの体制を整備、維持するに当たっての大きな要因であると考えられることから、実際の違反行為の有無にかかわらず、外資系企業においても、コンプライアンスの体制の更なる整備を進めることが望まれる。

(独占禁止法遵守の規程の制定、研修の実施、社内監査の実施及びヘルプラインの設置)

外資系企業に対し、独占禁止法遵守の規程の制定、研修の実施、社内監査の実

施、ヘルプラインの設置の状況について尋ねたところ、すべての項目において、資本金の高い企業については制定・設置の割合が高いものの、資本金が低くなるにつれて、割合が低くなっている傾向にあった。

また、外資系企業と国内企業の回答状況を比較したところ、コンプライアンス・マニュアルに独占禁止法に関する内容が含まれている企業は外資系企業では76%、国内企業では86%、独占禁止法遵守に関する研修を実施している企業は外資系企業では60%、国内企業では72%、独占禁止法に関する社内監査を行っている企業は外資系企業では30%、国内企業では49%、独占禁止法に関するヘルプラインを設置している企業は外資系では76%、国内企業では95%であり、いずれも国内企業の割合が高くなっている。

前述の回答状況を併せみれば、外資系企業は自社で独占禁止法違反が起きないと認識していることが、このような結果に影響しているとも考えられるが、違反行為が発生する可能性を一層低くするためにも、独占禁止法遵守の規程の制定等の取組は重要である。

(3) 独占禁止法関係のコンプライアンスの実効性確保

(独占禁止法違反等を発見した場合の対応)

外資系企業において、自社で独占禁止法違反を発見した場合の対応を決めていない企業は全体で50%である。

また、海外における事業所等で競争法違反が発見された場合、日本法人等の日本に所在する事業所に当該情報が入ってくるようになっている企業は45%であり、そのうち、海外における競争法違反の情報が入ってきた場合に、日本に所在する事業所において同様の行為がないか調査を行うこととなっている企業は67%である。

違法行為が見つかった場合の対応をあらかじめ決めておくことは、問題の早期解決、問題の拡大を防ぐために非常に重要であることから、独占禁止法違反を発見した場合の対応を決めていない企業においては、早急に対応を取り決めておくことが望ましい。

さらに、海外における事業所で競争法違反が発見された場合については、当該行為が日本においても独占禁止法違反とされるという意識を持つことが必要であると考えられることから、海外における事業所で競争法違反が発見された場合には、それらの情報を日本に所在する事業所において把握し、日本の事業所において同様の行為がないか調査を行うようなシステムを整備することが望まれる。

(自社のコンプライアンスの取組に対する評価)

外資系企業において、自社のコンプライアンスシステムについて、36%の企業が、「形式的に十分であるとともに実質的にもよく機能している」と認識している

が、他方、21%の企業が「形式的にも実質的にも不十分である」、12%の企業が、「形式的には十分であるがあまり機能していない」と認識しているように、実質的に機能していないという割合が合わせて30%以上存在しており、コンプライアンスのシステムは、いまだ十分に整備されていないと考えられる。

国内企業においても、47%の企業が、「形式的に十分であるとともに、実質的にもよく機能している」と認識しているが、16%の企業が、「形式的には十分だがあまり機能していない」、10%の企業が、「形式的にも実質的にも不十分である」と認識しているように、合わせて26%の企業が実質的に機能していないと認識しており、国内企業においてもコンプライアンスのシステムは十分に整備されていないといえる。

また、別途実施した、企業弁護士に対する調査においては、企業のコンプライアンスについて、54%が、「形式的には十分であるがあまり機能していない」、35%が、「形式的にも実質的にも不十分である」と認識しており、回答数は少ないものの、弁護士においては、企業の認識よりも厳しい認識となっている（65頁「第3 弁護士の立場からみた企業コンプライアンスに関する調査」参照）。

（コンプライアンスの徹底と経営トップの関与）

独占禁止法のコンプライアンスの徹底のためには、経営トップの意識が最も効果的である、との認識が外資系企業、国内企業とも一番多く、コンプライアンスの取組において経営トップの関与は重要なものと考えられるところ、独占禁止法のコンプライアンスに対する経営トップの関与の在り方としては、常日ごろから会議・研修等でコンプライアンスの重視を呼びかけているという企業が48%と一番多く、法令違反が発見された場合の処理はトップ自らが判断しているという企業が33%、コンプライアンス委員会のトップとなっている企業が23%となっていた。

この点について、国内企業では、常日ごろから会議・研修等でコンプライアンスの重視を呼びかけているという企業が74%、コンプライアンス委員会のトップとなっている企業が50%、法令違反が発見された場合の処理はトップ自らが判断しているという企業が33%である。

経営トップが常日ごろから会議・研修等でコンプライアンスの重視を呼びかけ、コンプライアンスに取り組む姿勢を示すことは非常に重要であるが、今後は、法令違反が発見された場合の処理を経営トップ自ら判断することやコンプライアンス委員会のトップとなる等の、より実質的な関与が進むことも期待される。

（4）独占禁止法改正に伴うコンプライアンスの取組の見直し

（独占禁止法改正に伴うコンプライアンス・マニュアルの見直し、社内監査の実施等）

外資系企業において、独占禁止法改正を受けてコンプライアンス・マニュアルの見直しを行った企業は15%、社内監査を行った企業は8%と低い割合となっている。

また、独占禁止法改正法の社内周知についても、特に行わないとの回答が35%を占め一番多い回答となっており、独占禁止法改正に対する問題意識は低い状況が確認された。

国内企業においては、独占禁止法改正を受けてコンプライアンス・マニュアルの見直しを行った企業は34%、社内監査を行った企業は20%であり、平成18年1月に実施したアンケート調査と比較して割合が増加しており、約2年間で独占禁止法改正法に対する意識に変化が出てきたものと考えられる。

(課徴金減免制度の利用について)

外資系企業において、課徴金減免制度の利用については、半数近くの企業が、よく分からないと認識し、課徴金減免制度を利用することを考えている企業も15%にとどまっており、課徴金減免制度への関心が低い状況であると考えられる。

国内企業においては、課徴金減免制度を利用することを考えている企業は31%であり、平成18年1月に実施したアンケート調査において利用することを考えている企業が23%であったことを考えると、約2年の間に課徴金減免制度への関心が増しているものと考えられる。

ただし、コンプライアンス・マニュアルに独占禁止法の遵守に関する内容が含まれていると回答している企業においても、外資系企業で40%、国内企業で28%が、課徴金減免制度を利用するかどうかよく分からないと回答している。

また、外資系企業及び国内企業とも、課徴金減免制度を利用するかどうかよく分からないと回答した企業は、独占禁止法改正法の社内周知を特に行っていない割合が高くなっており、課徴金減免制度の導入がコンプライアンスの向上の役に立つかについては、外資系企業及び国内企業とも、分からないという回答が一番多くなっていることから、課徴金減免制度の意義の一層の周知を図るとともに、個別事案における実績の積重ねにより、課徴金減免制度に対する評価が高まることを期待するところである。

(5) 総括

今回のアンケート調査は、我が国に所在する外資系企業を対象に独占禁止法に関するコンプライアンスに関するアンケート調査を実施し、外資系企業のコンプライアンスの整備状況を確認するとともに、国内企業に対しても同様のアンケート調査を実施することにより、双方の回答状況の比較を行ったものであるが、資本金額の違い、業種の構成の違いがあるものの、今回のアンケート調査で得られ

た結果からみる限りにおいては、全体として、外資系企業において、独占禁止法に関するコンプライアンスの整備状況は十分とはいえない結果であったと考えられる。ただし、外資系企業の中には、独占禁止法関連のコンプライアンス体制について形式的には不十分であっても実質的には機能していて、独占禁止法違反が起きないと認識している者が多いことから、形式的なコンプライアンス体制の整備より、実質的に機能していることを重視しているとも考えられる。

今回の調査は、外資系企業については、大企業だけではなく、中小企業に対しても調査を行っているが、平成18年11月に実施した建設業に対するアンケート調査と同様、企業の規模が小さくなるにつれて、コンプライアンスの体制整備が進んでいない傾向にあった。

中小企業については、コンプライアンスの体制整備に関する負担が大企業よりも大きく、体制整備が進みにくいとは考えられるものの、中小企業においても、コンプライアンス・マニュアルの制定、コンプライアンス担当者の設定等比較的負担の少ない事項の対応から始める等の取組も考えられるところである。

また、外資系企業のうち、大企業については、中小企業と比較してコンプライアンスの体制整備は進んでいるものの、国内企業との比較では、体制整備が進んでいない状況が確認されたため、今後の更なる体制整備が望まれる。

国内企業については、平成18年1月に東証一部上場企業に対して実施したアンケート調査と比較して、約2年間でコンプライアンスの体制整備が進んでいたことは確認された。しかしながら、当該期間中も上場企業に対する公正取引委員会の法的措置の事例は続いており、コンプライアンス体制が実質的に十分機能しているとはいえない状況といえる。

公正取引委員会としては、外資系企業・国内企業、大企業・中小企業に関わらず、今後もコンプライアンス体制の更なる整備を求めるとともに、それが形式的な体制整備にとどまらず、より実効性のある取組が推進されることとなるよう期待するところである。

第2部 弁護士からみた企業コンプライアンスに関する調査

1 調査の概要

(1) 調査の趣旨

平成18年1月以降、課徴金減免制度の導入等を内容とする独占禁止法改正法の施行に伴い、企業における競争法分野のコンプライアンスの向上の取組が進んでいることから、企業における独占禁止法関係のコンプライアンスに対する弁護士の認識及び弁護士の立場からみた企業コンプライアンスの状況等について、調査を行うこととした。

なお、本調査は、後記(2)に記載したとおり、回答数が限られているため、必ずしも弁護士全体又は競争法フォーラムに参加している弁護士全体の考えを示すものとして一般化できるものではない。また、意見については、回答した弁護士個人の意見である。

(2) 調査の対象

弁護士に対する調査については、独占禁止法について見識の深い弁護士で構成される任意団体「競争法フォーラム」の協力を得て、同フォーラムに所属する弁護士を対象に、平成19年10月、アンケート調査を実施し、26名から回答を得た。

(3) 調査項目

今回の調査項目は、①企業コンプライアンスに関する弁護士の認識、②独占禁止法改正に伴う企業のコンプライアンスに関する認識の変化、③課徴金減免制度に関する評価、④企業における独占禁止法関係のコンプライアンスが有効に機能するための留意点等の4項目である。

2 調査結果

(1) 企業コンプライアンスに関する認識

ア コンプライアンスの取組における独占禁止法の位置付け

企業におけるコンプライアンスの全般的な取組の中で、独占禁止法関係の取組についてはどのように位置付けられているか尋ねたところ、本調査への協力が得られた弁護士のうち、85%が「重要な課題として位置付けられている」と回答している。

イ 企業における独占禁止法関係のコンプライアンスに対する評価

我が国の企業における独占禁止法関係のコンプライアンスの全般的な状況について尋ねたところ、本調査への協力が得られた弁護士のうち、54%が「形式的には十分であるが、あまり機能していない」、35%が「形式的にも実質的にも不十分である」と回答している。

これに対して、企業に対する調査における自社のコンプライアンスの取組に対する評価について、「形式的には十分であるが、あまり機能していない」との回答は、外資系企業では12%、国内企業では16%、「形式的にも実質的にも不十分である」との回答は、外資系企業では21%、国内企業では10%となっており、企業側の認識に比べて、弁護士は厳しい見方を示している。

ウ 企業における独占禁止法関係のコンプライアンスの徹底

企業における独占禁止法関係のコンプライアンスの徹底のために効果的なことはどのようなことかについて尋ねたところ（上位3つを回答）、本調査への協力が得られた弁護士のうち、96%が「経営トップの意識」と回答しており、続いて、「業界全体の取組」（46%）、「定期・不定期の社内監査の実施」（42%）等となっている。

企業に対する調査においても、前記の質問に対する回答は、外資系企業及び国内企業ともに「経営トップの意識」が最も多い回答となっている。

(2) 独占禁止法改正に伴う企業のコンプライアンスに関する認識の変化

課徴金の引上げ、課徴金減免制度の導入等を内容とする独占禁止法の改正以降、顧客企業の独占禁止法関係のコンプライアンスの対応に変化があったかについて尋ねたところ、本調査への協力が得られた弁護士のうち、46%が「一部の企業で変化があった」、23%が「ほとんどすべての企業で変化があった」、23%が「約半数の企業で変化があった」と回答しており、これは、企業において認識の変化はあったものの、変化は全体に及ぶまでには至っていない状況であることを示している。

また、企業の対応の変化の内容について尋ねたところ（複数回答可）、73%が

「コンプライアンス・マニュアルの作成等に関する相談が増えた」、42%が「課徴金減免申請に関する相談が増えた」、23%が「社外の相談・通報窓口の設置依頼が増えた」、12%が「コンプライアンス委員への就任依頼が増えた」と回答しており、企業において、コンプライアンス・マニュアルの整備、課徴金減免申請について、関心が高いことを示している。

なお、その他の内容として、社内研修への講師依頼という回答も複数あった。

(3) 課徴金減免制度に関する評価等について

企業において、社内監査等で独占禁止法違反が見つかった場合、課徴金減免制度を利用すべきか尋ねたところ、81%が「利用すべきと考える」と回答した。

また、課徴金減免制度が企業コンプライアンスの向上に役立つかについて尋ねたところ、85%が「役立つと考える」と回答しており、弁護士において、課徴金減免制度に対する認識は高いと考えられる。

さらに、課徴金減免制度における改善点等について意見を求めたところ、次の意見が寄せられている。

【課徴金減免制度に関する主な意見】（アンケートに記載のとおり）

- ・「『一定の取引分野』の区分に一応の基準が示せないものか。」
- ・「減免制度は有効に機能しつつあると思うが、課徴金の額が低すぎて『ありがたみ』が少ない。」
- ・「グループ会社の申請を一つとして取り扱って欲しい。」
- ・「減免が出るまでの証拠資料の提出負担の軽減。」

(4) 企業における独占禁止法関係のコンプライアンスが有効に機能するために留意している点等

企業における独占禁止法関係のコンプライアンスが有効に機能するために留意している点や、その他コンプライアンスに関して感じている点について意見を求めたところ、次の意見が寄せられている。

【独占禁止法関係のコンプライアンスについての主な意見】（アンケートに記載のとおり）

- ・「社内のコンプライアンス担当部署、担当者が社内における信頼を得るためには、まず①トップの意思を明示的に示してもらうこと、②それに基づいて機能していることの啓蒙を重ねることが必要と考える。現によく機能している企業は、その連携が良く、ここに弁護士が協力する形で効果が得られている。」
- ・「業種ごと、企業ごとに独占禁止法上の問題が発生する原因、場面は異なることから、形式的に独占禁止法に関するコンプライアンス・トレーニングを実

施したり、一般的なプログラムを作成するのではなく、各社の事業活動が問題点に応じたオーダーメイド的なコンプライアンス活動を行うこと。」

- ・「会社の関係者と話をするたびに、独占禁止法コンプライアンスの重要性を指摘するが、実際に営業現場の意識を変えるのは難しいというのが実感。コンプライアンス講習をしてもあまりピンと来ている風はない。もっと思い切った課徴金の増額とリニエンシー制度の活用による摘発の強化（いわば『飴と鞭』政策）なくして、実際の『現場の変化』は期待できないのではないかとと思う。」
- ・「カルテル行為は日本経済・営業行動に浸み込んでいるので、トップから余程意識改革をしないと、あるいは実際摘発され痛い目を見ないと、コンプライアンスの実を上げられないように思われる。」
- ・「マニュアル重視主義からの脱却。実質的意義のあるマニュアル（従業員が内容を平易に理解し、どのような行動をとれば良いか分かる）の作成。」
- ・「トップの決意表明の重要性。」
- ・「従業員が独占禁止法違反を行えば、それが社内で必ず発覚する仕組みを作ることの重要性。個々の従業員が『やったらばれる。ばれたら損をする。だからやらない』仕組みの構築。」
- ・「会社全体で違反行為を行っている事例は激減したが、一部従業員が秘密裡に参加している事例は相変わらず存在する。こうした事例に適切に対処するための方策を制度として立案し、社内でトップを中心に実行していくことが大変である。」
- ・「カルテル・入札談合に対応したマニュアルの整備は各社とも進んでいるように思われるが、そこから一歩進んで実効性を持たせるための対応が難しいように思われる。」

附 属 資 料

(アンケート調査票)

独占禁止法に関するコンプライアンスについてのアンケート調査

※ この調査票の取扱いについては、万全を期し、秘密を厳守します。また、集計結果の公表の際には企業名を特定されることの無いよう、十分な対策を講じます。

記入上の注意

- 1 太枠の□については、その内容を記入し、番号欄については、該当する番号（1,2,..）を○で囲んでください。
- 2 回答が難しい質問については、その答えの欄は空欄でも差し支えございません。
- 3 「複数回答可」と記載されている質問事項以外は、1つだけ選んでお答えください。
- 4 適当な項目が無い場合には、その他の部分に記入してください。

会社名		記入担当 (部署名)	
所在地		(担当者名)	
		(電話番号)	

*上記の会社名、記入担当、所在地等については、差し支えなければ、御記載いただければと存じますが、空欄でも結構です。

資 本 金					
1 億円未満	1 億円以上 5 億円未満	5 億円以上 10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上
1	2	3	4	5	6

従 業 員 数 (単体ベース)				
500 人未満	500 人以上 1,000 人未満	1,000 人以上 5,000 人未満	5,000 人以上 10,000 人未満	10,000 人以上
1	2	3	4	5

主たる業種

- | | | | |
|-----------|-------------|--------|-----------|
| 1. 水産・農林業 | 2. 鉱業 | 3. 建設業 | 4. 製造業 |
| 5. 電気・ガス業 | 6. 運輸・情報通信業 | 7. 商業 | 8. 金融・保険業 |
| 9. 不動産業 | 10. サービス業 | | |

主たる株主の所在地

1. 米国
2. 欧州 (国名:)
3. 中華人民共和国
4. 大韓民国
5. その他 (国名:)

I コンプライアンスの整備及び組織体制状況

問 1. 貴社では、法令遵守の観点から行動指針、倫理規程、CSR 規程など名称のいかんを問わず、いわゆるコンプライアンス・マニュアル（以下「コンプライアンス・マニュアル」とします。）を定めていますか。

1. 定めている。
2. 定めていない。



問 1 の 2. 問 1 で「定めている。」と回答した方にお伺いします。それは、どのように定めていますか。

1. 倫理基準というような概括的なものを定めている（特にそれを詳細化したものは定めていない。）。
2. 概括的な規程に加え、別途詳細な営業マニュアル、行動基準等を定めている。
3. 細部まで定めたコンプライアンス・マニュアルに一本化している。



問 1 の 3. 問 1 で「定めている。」と回答した方にお伺いします。いつ頃定めましたか。

1. 2006 年以降
2. 2001 年から 2005 年
3. 2000 年以前



問 1 の 4. 問 1 で「定めている。」と回答した方にお伺いします。コンプライアンス・マニュアルを定めた契機は何ですか。

1. 法令違反によって処分を受けたこと
2. 社会的な注目の高まり
3. 社内・株主からの要請
4. その他（ ）



問 1 の 5. 問 1 で「定めている。」と回答した方にお伺いします。貴社においてコンプライアンス・マニュアルを定めた理由は何ですか（複数回答可）。

1. 社会的責任
2. 株主、地域社会、消費者等に対する責任
3. 法令違反が発生するリスクの回避
4. 法令違反が発生した場合の危機管理
5. 法令遵守に対する姿勢を示すため
6. 業界の流れ
7. その他（ ）

問 2. 法令遵守・コンプライアンス担当（CSR 担当などの名称も含む。）の役員はいますか。

1. いる。
2. いない。



問 2 の 2. 問 2 で「いる。」と回答した方にお伺いします。それはどのクラスの方ですか。

1. 社長
2. 副社長
3. 専務・常務取締役
4. 取締役・執行役員
5. その他（ ）

Ⅱ 独占禁止法関係のコンプライアンスの取組

問 5. 最近、独占禁止法違反事件が大きく報道されておりますが、貴社において独占禁止法違反が生じるかどうかについてどう思いますか。

1. 自社や自社グループ会社では起きないと思う。
2. 自社や自社グループ会社において起こり得る不祥事であり危機感を持っている。
3. よく分からない。

問 6. 貴社のコンプライアンス・マニュアルに独占禁止法の遵守に関する内容は含まれていますか。

1. 含まれている。
2. 含まれていない。



問 6 の 2. 問 6 で「含まれている。」と回答した方にお伺いします。具体的にどのような内容が含まれていますか（複数回答可）。

1. 価格カルテル
2. 入札談合
3. 不当廉売
4. 再販売価格の拘束
5. 下請代金の支払遅延
6. 商品・役務内容等の不当表示
7. その他（ ）

問 6 の 3. 問 6 で「含まれていない。」と回答した方にお伺いします。独占禁止法に関するコンプライアンス・マニュアルを定めていない理由について、お答えください（複数回答可）。

1. 幹部の理解が乏しいため
2. 業務が独占禁止法と関係しないため
3. 独占禁止法が難しいため
4. 営業活動の制約となるため
5. 業界・他社が取り組んでないため
6. 人手・費用のゆとりがないため
7. 各従業員の自発的取組で十分なため
8. 既に法令遵守が確保されているため
9. その他（ ）

問 7. 貴社は独占禁止法に関する法令遵守の研修を行っていますか。

1. 行っている。
2. 行っていない。



問 7 の 2. 問 7 で「行っている。」と回答した方にお伺いします。独占禁止法に関する法令遵守の研修をどのように実施していますか（複数回答可）。

1. 採用時の導入研修
2. 年 1 回以上全従業員に研修
3. 年 1 回以上管理職に研修
4. 営業従事者のみに実施（頻度： ）
5. その他（ ）



問9の4. 問9で「設置している。」と回答した方にお伺いします。独占禁止法に関する相談窓口に通報があった際の調査はどの部門又は機関が行いますか（複数回答可）。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1. 関係部署の課長等の上司 | 2. 法務部, 人事部等の管理部門 |
| 3. 取締役・執行役員 | 4. コンプライアンス委員会 |
| 5. 監査役 | 6. 弁護士事務所等の外部機関 |
| 7. その他 () | |



問9の5. 問9で「設置している。」と回答した方にお伺いします。独占禁止法に関する相談窓口等の対応はどのような方法で社内周知が図られていますか（複数回答可）。

- | | |
|------------------------------|---------------|
| 1. 人事研修, 社内セミナー | 2. リーフレット等の配布 |
| 3. イン트라ネットへの掲載 | |
| 4. 公取委職員が講師となる説明会等社外セミナーへの参加 | |
| 5. 各従業員の自主的取組 | 6. 事例集等の取りまとめ |
| 7. その他 () | |
| 8. 特に行わない。 | |



問9の6. 問9で「設置している。」と回答した方にお伺いします。貴社において、ヘルプライン等に情報提供を行った従業員の保護に関する制度等を定めていますか。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 定めている。 | 2. 定めていない。 |
|-----------|------------|

Ⅲ 独占禁止法関係のコンプライアンスの実効性確保

問10. 貴社においては、社内で独占禁止法違反を発見した場合、どのような対応を採るか決めてありますか。

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 決めている。 | 2. 決めていない |
|-----------|-----------|



問10の2. 問10で「決めている。」と回答した方にお伺いします。どのような対応を採ることとしていますか（複数回答可）。

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| 1. 最高経営責任者（経営トップ）に報告 | 2. 法務部等の内部の部署が対策を採る。 |
| 3. 弁護士事務所等外部も含めた体制で対策を検討する。 | 4. 行政当局へ通報する。 |

問11. 貴社の海外における事業所等で競争法違反が発見された場合、日本法人等の日本に所在する事業所に当該情報が入るようになっていませんか。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 情報が入るようになっている。 | 2. 情報が入るようになっていない。 |
|-------------------|--------------------|



問 11 の 2. 問 11 で「情報が入るようになっている。」と回答した方にお伺いします。
情報が入った場合、日本に所在する事業所において同様の行為が無いか調査を行う
こととなっていますか。

1. なっている。
2. なっていない。

問 12. 貴社は、現在の貴社の独占禁止法関連のコンプライアンスについて、どのようにお
考えですか。

1. 現在のシステムは、形式的に十分であるとともに、実質的にもよく機能している。
2. 現在のシステムは、形式的には十分であるが、あまり機能していない。
3. 現在のシステムは、形式的には不十分であるが、実質的な機能は十分である。
4. 現在のシステムは、形式的にも実質的にも不十分である。

問 13. 独占禁止法関連のコンプライアンスの徹底のために最も効果的なことは、どのようなこ
ととお考えですか。

1. マニュアルの整備
2. 従業員の法令遵守のための監視組織の設置
3. 経営トップの意識
4. 行政の指導・厳格な摘発
5. 業界全体の取組
6. 法令違反を犯した従業員に対する懲戒等の処罰
7. その他 ()

問 14. 貴社において、従業員が独占禁止法違反を犯したと認められた場合における従業員に対
する懲戒規程内容はどのようなものですか。

1. 懲戒解雇
2. 解雇
3. 停職
4. 減給
5. 訓戒
6. 注意
7. その他 ()

問 15. 企業のコンプライアンスに関しては経営トップの関与が重要であるといわれており
ますが、貴社においては、経営トップは独占禁止法関連のコンプライアンスにどのよ
うにかかわりを持っていますか（複数回答可）。

1. コンプライアンス委員会のトップとなっている。
2. 常日ごろから経営トップが会議・研修等の場でコンプライアンスの重視を呼びかけてい
る。
3. 法令違反が発見された場合の処理はトップ自らが判断している。
4. その他 ()

問 16. 貴社が独占禁止法違反により法的処分（行政ないしは刑事処分）を受けることにな
った場合、当該事実を自主的に公表することにはしていますか。

1. はい
2. いいえ



V 諸外国との比較

問 22. 貴社が事業を展開している日本国外の地域を回答してください（複数回答可）。

- | | | | |
|--------|-------|---------|--------|
| 1. アジア | 2. 北米 | 3. 欧州 | 4. 中南米 |
| 5. 大洋州 | 6. 中東 | 8. アフリカ | |

↓

問 22 の 2. 日本及び諸外国における競争法については、どこが最も厳格なものという印象をお持ちですか。

- | | | |
|---------|-------|-----------|
| 1. 日本 | 2. 米国 | 3. 欧州 |
| 4. その他（ | ） | 5. 分からない。 |

↓

問 22 の 3. 貴社は法令遵守について投入している費用・担当人員等の負担を含めてどの地域でのコンプライアンスに最も留意していますか。

- | | | | | |
|-----------|-------|-------|---------|---|
| 1. 日本 | 2. 米国 | 3. 欧州 | 4. その他（ | ） |
| 5. 分からない。 | | | | |

VI その他

問 23. 独占禁止法のコンプライアンスが有効に機能するために貴社としてどのようなことに留意しているか記載してください。その他、日ごろコンプライアンスに関して感じている点がございましたら、御自由に記載してください。

なお、貴社のコンプライアンス関係の規程等を添付していただければ幸いです。御協力ありがとうございました。

独占禁止法に関するコンプライアンスについてのアンケート調査

※ この調査票の取扱いについては、万全を期し、秘密を厳守します。また、集計結果の公表の際には企業名を特定されることの無いよう、十分な対策を講じます。

記入上の注意

- 1 太枠の□については、その内容を記入し、番号欄については、該当する番号（1,2,..）を○で囲んでください。
- 2 回答が難しい質問については、その答えの欄は空欄でも差し支えございません。
- 3 「複数回答可」と記載されている。質問事項以外は、1つだけ選んでお答えください。
- 4 適当な項目が無い場合には、その他の部分に記入してください。

会社名		記入担当 (部署名)	
所在地		(担当者名)	
		(電話番号)	

*上記の会社名、記入担当、所在地等については、差し支えなければ、御記載いただければと存じますが、空欄でも結構です。

資 本 金					
1 億円未満	1 億円以上 5 億円未満	5 億円以上 10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上
1	2	3	4	5	6

従 業 員 数 (単体ベース)				
500 人未満	500 人以上 1,000 人未満	1,000 人以上 5,000 人未満	5,000 人以上 10,000 人未満	10,000 人以上
1	2	3	4	5

主たる業種

- | | | | |
|-----------|-------------|--------|-----------|
| 1. 水産・農林業 | 2. 鉱業 | 3. 建設業 | 4. 製造業 |
| 5. 電気・ガス業 | 6. 運輸・情報通信業 | 7. 商業 | 8. 金融・保険業 |
| 9. 不動産業 | 10. サービス業 | | |

I コンプライアンスの整備及び組織体制状況

問 1. 貴社では、法令遵守の観点から行動指針、倫理規程、CSR 規程など名称のいかんを問わず、いわゆるコンプライアンス・マニュアル（以下「コンプライアンス・マニュアル」とします。）を定めていますか。

1. 定めている。
2. 定めていない。



問 1 の 2. 問 1 で「定めている。」と回答した方にお伺いします。それは、どのように定めていますか。

1. 倫理基準というような概括的なものを定めている（特にそれを詳細化したものは定めていない。）。
2. 概括的な規程に加え、別途詳細な営業マニュアル、行動基準等を定めている。
3. 細部まで定めたコンプライアンス・マニュアルに一本化している。



問 1 の 3. 問 1 で「定めている。」と回答した方にお伺いします。いつ頃定められましたか。

1. 2006 年以降
2. 2001 年から 2005 年
3. 2000 年以前



問 1 の 4. 問 1 で「定めている。」と回答した方にお伺いします。コンプライアンス・マニュアルを定めた契機は何ですか。

1. 法令違反によって処分を受けたこと
2. 社会的な注目の高まり
3. 社内・株主からの要請
4. その他（ ）



問 1 の 5. 問 1 で「定めている。」と回答した方にお伺いします。貴社においてコンプライアンス・マニュアルを定めた理由は何ですか（複数回答可）。

1. 社会的責任
2. 株主、地域社会、消費者等に対する責任
3. 法令違反が発生するリスクの回避
4. 法令違反が発生した場合の危機管理
5. 法令遵守に対する姿勢を示すため
6. 業界の流れ
7. その他（ ）

問 2. 法令遵守・コンプライアンス担当（CSR 担当などの名称も含む。）の役員はいますか。

1. いる。
2. いない。



問 2 の 2. 問 2 で「いる。」と回答した方にお伺いします。それはどのクラスの方ですか。

1. 社長
2. 副社長
3. 専務・常務取締役
4. 取締役・執行役員
5. その他（ ）



問 9 の 5. 問 9 で「設置している。」と回答した方にお伺いします。独占禁止法に関する相談窓口等の対応はどのような方法で社内周知が図られていますか（複数回答可）。

1. 人事研修, 社内セミナー
2. リーフレット等の配布
3. イントラネットへの掲載
4. 公取委職員が講師となる説明会等社外セミナーへの参加
5. 各従業員の自主的取組
6. 事例集等の取りまとめ
7. その他 ()
8. 特に行わない。



問 9 の 6. 問 9 で「設置している。」と回答した方にお伺いします。貴社において、ヘルプライン等に情報提供を行った従業員の保護に関する制度等を定めていますか。

1. 定めている。
2. 定めていない。

Ⅲ 独占禁止法関係のコンプライアンスの実効性確保

問 10. 貴社においては、社内で独占禁止法違反を発見した場合、どのような対応を採るか決めてありますか。

1. 定めている。
2. 定めていない。



問 10 の 2. 問 10 で「定めている。」と回答した方にお伺いします。どのような対応を採ることとしていますか（複数回答可）。

1. 最高経営責任者（経営トップ）に報告
2. 法務部等の内部の部署が対策を採る。
3. 弁護士事務所等外部も含めた体制で対策を検討する。
4. 行政当局へ通報する。
5. その他 ()

問 11. 貴社は、現在の貴社の独占禁止法関連のコンプライアンスについて、どのようにお考えですか。

1. 現在のシステムは、形式的に十分であるとともに、実質的にもよく機能している。
2. 現在のシステムは、形式的には十分であるが、あまり機能していない。
3. 現在のシステムは、形式的には不十分であるが、実質的な機能は十分である。
4. 現在のシステムは、形式的にも実質的にも不十分である。

問 12. 独占禁止法関連のコンプライアンスの徹底のために最も効果的なことは、どのようなこととお考えですか。

1. マニュアルの整備
2. 従業員の法令遵守のための監視組織の設置
3. 経営トップの意識
4. 行政の指導・厳格な摘発
5. 業界全体の取組
6. 法令違反を犯した従業員に対する懲戒等の処罰
7. その他 ()

問 13. 貴社において、従業員が独占禁止法違反を犯したと認められた場合における従業員に対する懲戒規程の内容はどのようなものですか。

1. 懲戒解雇
2. 解雇
3. 停職
4. 減給
5. 訓戒
6. 注意
7. その他 ()

問 14. 企業のコンプライアンスに関しては経営トップの関与が重要であるといわれていますが、貴社においては、経営トップは独占禁止法関連のコンプライアンスにどのようなかわりを持っていますか（複数回答可）。

1. コンプライアンス委員会のトップとなっている。
2. 常日ごろから経営トップが会議・研修等の場でコンプライアンスの重視を呼びかけている。
3. 法令違反が発見された場合の処理はトップ自らが判断している。
4. その他 ()

問 15. 貴社が独占禁止法違反により法的処分（行政ないしは刑事処分）を受けることになった場合、当該事実を自主的に公表することにはしていますか。

1. はい
2. いいえ



問 15 の 2. 問 15 で「はい」と回答した方にお伺いします。その公表の仕方はどのような方法ですか（複数回答可）。

1. プレスリリース
2. 有価証券報告書，営業報告書等に記載
3. 自社ホームページへの掲載
4. 株主に対して通知
5. その他 ()

IV 独占禁止法改正に伴うコンプライアンスの取組の見直し

問 16. 課徴金の引上げ，課徴金減免制度の導入等を内容とする独占禁止法の改正（平成 18 年 1 月 4 日施行）を受けてコンプライアンス・マニュアルの見直しを行いましたか。

1. 見直しを行った
2. 見直しを行っていない。

問 17. 改正独占禁止法の内容について，どのように社内周知を図ることとしていますか。
又は，しましたか（複数回答可）。

1. 人事研修，社内セミナー
2. リーフレット等の配布
3. イン트라ネットへの掲載
4. 公取研修会等社外セミナーへの参加
5. 各従業員の自主的取組
6. その他（）
7. 特に行わない。

問 18. 独占禁止法の改正を受けて，独占禁止法違反行為の有無について社内監査を実施しましたか。

1. 実施した。
2. 実施していない。

問 19. 社内監査等で独占禁止法違反行為が見つかった場合には，課徴金減免制度を利用したいと考えていますか。

1. 利用することを考えている。
2. 制度を勉強してみたい。
3. 利用することを考えていない。
4. よく分からない。

問 20. 課徴金減免制度の導入が企業コンプライアンスの向上に役に立つとお考えですか。

1. 考える。
2. 考えない。
3. 分からない。

V 諸外国との比較

問 21. 貴社は日本国外の地域において事業を展開していますか。

1. 展開している。
2. 展開していない。



問 21 の 2. 問 21 で「展開している。」と回答した方に伺います。貴社が事業を展開している日本国外の地域を回答してください（複数回答可）。

1. アジア
2. 北米
3. 欧州
4. 中南米
5. 大洋州
6. 中東
8. アフリカ



問 21 の 3. 問 21 で「展開している。」と回答した方に伺います。日本及び諸外国における競争法についてはどこが最も厳格なものという印象をお持ちですか。

1. 日本
2. 米国
3. 欧州
4. その他（ ）
5. 分からない。



問 21 の 4. 問 21 で「展開している。」と回答した方に伺います。貴社は法令遵守について投入している費用・担当人員等の負担を含めてどの地域でのコンプライアンスに最も留意していますか。

1. 日本
2. 米国
3. 欧州
4. その他（ ）
5. 分からない。



問 21 の 5. 問 21 で「展開している。」と回答した方に伺います。貴社の海外における事業所等で競争法違反が発見された場合、日本本社に当該情報が入るようになっていますか。

1. 情報が入るようになっている。
2. 情報が入るようになっていない。

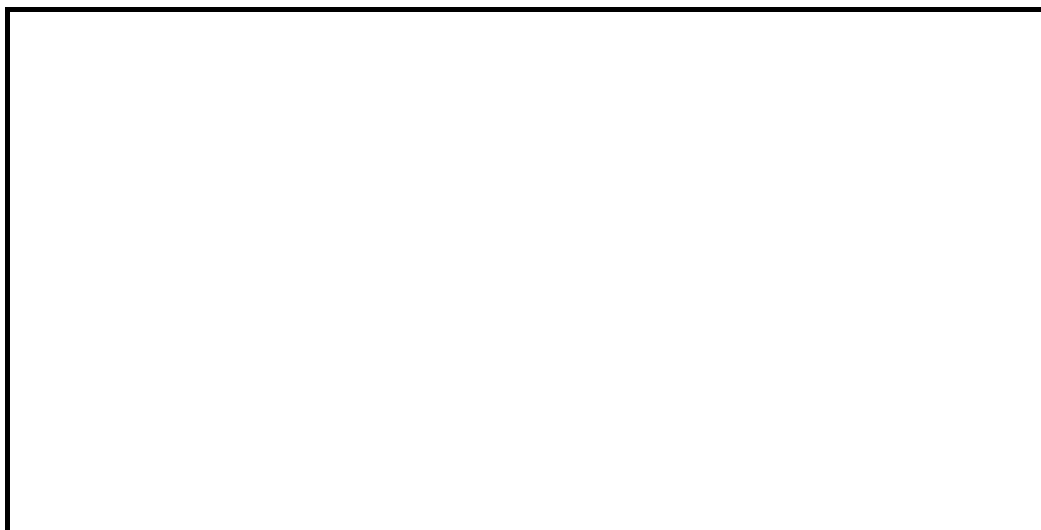


問 21 の 6. 問 21 の 5 で「情報が入るようになっている。」と回答した方に伺います。情報が入った場合、日本法人において同様の行為がないか調査を行うこととなっていますか。

1. なっている。
2. なっていない。

VI その他

問 22. 独占禁止法のコンプライアンスが有効に機能するために貴社としてどのようなことに留意しているか記載してください。その他、日ごろコンプライアンスに関して感じている点がございましたら、御自由に記載してください。



なお、貴社のコンプライアンス関係の規程等を添付していただければ、幸甚に存じます。御協力ありがとうございました。

独占禁止法に関する企業コンプライアンスについてのアンケート調査

※ この調査票の取扱いについては、万全を期し、秘密を厳守します。また、集計結果の公表の際には回答者を特定されることの無いよう、十分な対策を講じます。

記入上の注意

- 1 太枠の□については、その内容を記入し、番号欄については、該当する番号(1,2,..)を○で囲んでください。
- 2 回答が難しい質問については、その答えの欄は空欄でも差し支えございません。
- 3 「複数回答可」と記載されている質問事項以外は、1つだけ選んでお答えください。
- 4 適当な項目が無い場合には、その他の部分に記入してください。

御名前		事務所名	
事務所所在地		(電話番号)	

※上記の御名前、事務所名、所在地等については、差し支えなければ、御記載いただければと存じますが、空欄でも結構です。

I 企業コンプライアンスに関する御認識等について

問 1. 我が国の企業におけるコンプライアンスの全般的な取組の中で、独占禁止法関係の取組についてはどのように位置付けられているとお考えですか。

1. 重要課題として位置付けられている。
2. 現在はそれほどでもないが、今後重要な課題となってくる。
3. それほど重要な課題とは位置付けられていない。
4. その他

問 2. 我が国の企業における独占禁止法関連のコンプライアンスの全般的な状況について、どのようにお考えですか。

1. 形式的に十分であるとともに、実質的にもよく機能している。
2. 形式的には十分であるが、あまり機能していない。
3. 形式的には不十分であるが、実質的な機能は十分である。
4. 形式的にも実質的にも不十分である。

問 3. 企業における独占禁止法関連のコンプライアンスの徹底のために効果的なことは、どのようなこととお考えですか（上位3つをお答えください）。

1. マニュアルの整備
2. 従業員の法令遵守のための監視組織の設置
3. 経営トップの意識
4. 定期・不定期の社内監査の実施
5. 行政の指導・厳格な摘発
6. 業界全体の取組
7. 法令違反を犯した従業員に対する懲戒等の処罰

問 4. 企業における独占禁止法関連のコンプライアンス・マニュアルの作成に携わったことがありますか。

1. ある。
2. ない。

問 5. 最近、企業においては、法令遵守・コンプライアンスを所管する倫理委員会、コンプライアンス委員会等（以下「コンプライアンス委員会」とします。）を設置し、弁護士等の社外の方を委員に含めている例が見受けられますが、社外委員として、コンプライアンス委員会の委員を務めたことはありますか（現在、務めている場合も含みます。）。

1. ある。
2. ない。

問 6. 最近、企業においては、ヘルプライン等の名称の相談・通報窓口が弁護士事務所等の外部に設けられている例が見受けられますが、企業の相談・通報窓口を引き受けたことはありますか（現在、引き受けている場合も含まれます。）。

1. ある。
2. ない。



問 6 の 2. 問 6 で「ある。」と回答した方にお伺いします。一企業当たりの相談件数のうち独占禁止法に関係するものは1年平均何件ぐらいですか。

1. 1 件以上 5 件未満
2. 5 件以上 10 件未満
3. 10 件以上 20 件未満
4. 20 件以上
5. 0 件

問 7. 企業が行う独占禁止法に関する社内監査に携わったことがありますか。

1. ある。
2. ない。



問 7 の 2. 問 7 で「ある。」と回答した方にお伺いします。監査の方法はどのようなものでしたか（複数回答可）。

1. アンケート調査
2. 従業員からの聴取り調査
3. 書類の調査
4. コンピュータに保存されているデータの調査
5. 電子メールの調査
6. その他（下の欄に御記入ください。）

Ⅱ 独占禁止法改正に伴う企業のコンプライアンスに関する認識の変化について

問 8. 課徴金の引上げ，課徴金減免制度の導入等を内容とする独占禁止法の改正（平成 18 年 1 月 4 日施行）以降，顧客企業の独占禁止法関連のコンプライアンスの対応に変化はありましたか。

1. すべての企業で変化があった。
2. ほとんどすべての企業で変化があった。
3. 約半数の企業で変化があった。
4. 一部の企業で変化があった。
5. 変化はなかった。

↓

問 8 の 2. 問 8 で 1～4 を回答された方にお聞きします。独占禁止法関連のコンプライアンスの対応の変化とはどのようなものですか（複数回答可）。

1. コンプライアンス・マニュアルの作成等に関する相談が増えた。
2. コンプライアンス委員への就任依頼が増えた。
3. 社外の相談・通報窓口の設置依頼が増えた。
4. 課徴金減免申請に関する相談が増えた。
5. その他（下の欄に御記入ください。）

Ⅲ 課徴金減免制度に関する評価等について

問 9. 企業において，社内監査等で独占禁止法違反行為（不当な取引制限又は事業者団体が行う競争の実質的制限に該当する行為）が見つかった場合，課徴金減免制度を利用すべきとお考えですか。

1. 利用すべきと考える。
2. 利用すべきとは考えない。
3. どちらでもない。

問 10. 課徴金減免制度の導入が企業コンプライアンスの向上に役に立つとお考えですか。

1. 考える。
2. 考えない。
3. どちらでもない。

問 11. 課徴金減免制度について，改善点等お気づきの点がございましたら記載してください。

IV その他

問 12. 企業における独占禁止法関連のコンプライアンスが有効に機能するために留意しておられる点がありましたら記載してください。その他、日ごろコンプライアンスに関して感じている点がありましたら、御自由に記載してください。



御協力ありがとうございました。